

過疎地域持続的発展計画書

令和8年3月

広島県世羅郡世羅町

目 次

1	基本的な事項-----	1
(1)	町の概況-----	1
(2)	人口及び産業の推移と動向-----	3
(3)	行財政の状況-----	5
(4)	地域の持続的発展の基本方針-----	7
(5)	地域の持続的発展のための基本目標-----	10
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項-----	11
(7)	計画期間-----	11
(8)	公共施設等総合管理計画等との整合-----	11
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成-----	11
(1)	現況と問題点-----	11
(2)	その対策-----	12
(3)	事業計画-----	13
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合-----	14
3	産業の振興-----	14
(1)	現況と問題点-----	14
(2)	その対策-----	18
(3)	事業計画-----	19
(4)	産業振興促進事項-----	22
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合-----	22
4	地域における情報化-----	22
(1)	現況と問題点-----	22
(2)	その対策-----	23
(3)	事業計画-----	23
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合-----	24
5	交通施設の整備、交通手段の確保-----	24
(1)	現況と問題点-----	24
(2)	その対策-----	27
(3)	事業計画-----	28
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合-----	31

6	生活環境の整備-----	3 1
	(1) 現況と問題点-----	3 1
	(2) その対策-----	3 4
	(3) 事業計画-----	3 6
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合-----	3 8
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進-----	3 8
	(1) 現況と問題点-----	3 8
	(2) その対策-----	4 0
	(3) 事業計画-----	4 1
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合-----	4 3
8	医療の確保-----	4 3
	(1) 現況と問題点-----	4 3
	(2) その対策-----	4 3
	(3) 事業計画-----	4 3
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合-----	4 4
9	教育の振興-----	4 4
	(1) 現況と問題点-----	4 4
	(2) その対策-----	4 7
	(3) 事業計画-----	4 8
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合-----	5 1
10	集落の整備-----	5 1
	(1) 現況と問題点-----	5 1
	(2) その対策-----	5 1
	(3) 事業計画-----	5 2
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合-----	5 2
11	地域文化の振興等-----	5 2
	(1) 現況と問題点-----	5 2
	(2) その対策-----	5 3
	(3) 事業計画-----	5 3
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合-----	5 3

1 2	再生可能エネルギーの利用の推進-----	5 4
(1)	現況と問題点-----	5 4
(2)	その対策-----	5 4
(3)	事業計画-----	5 4
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合-----	5 4
1 3	その他地域の持続的発展に関し必要な事項-----	5 4
(1)	現況と問題点-----	5 4
(2)	その対策-----	5 5
(3)	事業計画-----	5 5
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合-----	5 5
	事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分-----	5 6

1. 基本的な事項

(1) 町の概況

(ア) 町の概要

◆ 自然的条件・地理的条件

世羅町は広島県の中東部に位置し、東に府中市、南に尾道市、三原市、西に東広島市、北に三次市と周囲を5市に囲まれている。また、近隣の中都市である尾道市・三原市・三次市に20～30km圏内にあり、また広島空港にも約36kmと近い位置にある。

面積は、278.14k㎡で広島県面積の3.3%を占め、県内23市町中14番目の自治体である。

地形は、通称「世羅台地」と呼ばれる岡山県中央部まで連なる準隆起平原の一部をなし、標高350m～450mの台地を形成し、町の南北には標高250m～600mの間に住居や農地が存在している。また、瀬戸内海に流れる芦田川水系と、日本海に流れる江の川水系の分水嶺となっている。

気候は、年平均気温13.0℃、年間降水量1,335.5mmで、広島市より平均気温で3～4℃低く、年間降水量で200mm程度少ない。

◆ 歴史的条件

世羅町は、縄文時代の石器や土器片、弥生時代の集落跡などが多数発見されており、古くから人が住み生活を営んでいたことが確認されている。古墳時代には「康徳寺古墳」をはじめとする数多くの古墳が造られるなど、この地域に小集落が形成されていたことがうかがわれる。

大化の改新の際に、この地域の「郷」などを集めて世羅郡が設けられたとされる。その後の平安時代には荘園が起り、備後国の中央に位置する「大田庄」として統治され、源平のころ、平清盛の子重衡の領地となり、その後絶大な権力をもつ後白河法皇に寄進されて栄えた。平家滅亡後、法皇は紀州高野山に寄進したため、この地域は、今も残る「今高野山龍華寺」を中心に繁栄した。

鎌倉時代を経て安土桃山時代には43の村が設けられた。明治維新後、近代統一国家社会の中へ組み込まれていった。明治22年の市町村制施行に伴い11の村となり、明治31年には甲山村が町制を施行し甲山町となった。その後、昭和の大合併の際、世羅郡に甲山町・世羅町・世羅西町の三町が誕生し、さらに平成16年10月1日に、三町が合併し新しく「世羅町」となった。

◆ 社会的条件

本町は、本庁舎を中心とした市街地に国道184号、432号、主要地方道三原東城線が、せらにし支所がある小国地域では、主要地方道世羅甲田線、吉舎豊栄線、三次大和線がそれぞれ放射線状に伸び、さらに町の中央部を横断する形で「世羅高原ふれあいロード（通称）」が国道・県道と交差している。

特に、平成13年のフルーツロード、平成27年の中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）の開通や広島中央フライトロードの整備は、本町の将来にとって社会的・経済的発展の契機となり、町の発展に向けて大きな可能性を示唆するものである。

「平成の大合併」により、広島県内の市町数は、令和7年4月1日現在で、14市9町となり、本町の周囲は三原市・尾道市・三次市・府中市及び東広島市の5市に囲まれる形となる。

今後、世羅町の特性を活かした豊かで暮らしやすいまちづくりのための計画的な社会基盤整備が重要となる。

◆ 経済的条件

本町の面積は278.14k㎡で、山林が約70%を占め、農用地区域は約11% (31.07k㎡) である。また、世羅甲山都市計画区域指定 (平成2年2月13日) は、約5% (14.66k㎡) である。

農用地は主として河川沿岸や谷間にひらけており、これまでの各種補助事業によりは場整備率は約87.3% (令和6年度末) となっている。

町内の集落構成は、一般的に点在型であるが、中心市街地 (大田・甲山・小国地区) には農家や一般住宅地、商工業等に利用されているものが複合的に集積し、拠点集落を形成している。

労働力については、令和2年の国勢調査による産業別就業人口割合は、第1次産業24.9%、第2次産業20.7%、第3次産業54.4%で、15年間では第2次産業から第3次産業への移動が顕著であり増加傾向を示している。

(イ) 過疎の状況

本町は、全域が過疎地域に指定されており、国勢調査による本町の人口動態の特徴は、昭和55年から令和2年までに67%減少し、5年ごとの減少率で見ると、平成2年と平成7年では4.4%、平成12年では5.0%、平成17年では4.2%、平成22年では7.0%、平成27年では6.9%、令和2年までは7.4%と近年その減少率が高く、過疎化が進展していることを示している。

また、令和2年国勢調査では、年少人口 (15歳未満) は10.6%、老年人口 (65歳以上) は42.6%と少子高齢化も併せて進んでいる状況にある。

また、住民基本台帳による令和6年度末の状況では、年少人口は9.3%、老年人口は43.1%と、ますます少子高齢化が進行しており、その対策と的確な施策が急務である。

(ウ) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置付け等を踏まえた社会経済的発展の方向の概要

中山間地域においては、若年層を中心とした人口流出を背景に、農林水産業の衰退や地域の担い手不足、空き家や耕作放棄地の増加など、より厳しい状況となることが予測されます。しかし、中山間地域が持つ魅力ある自然を、新型コロナ危機後の適散・適集な地域づくりに生かすことは、仕事と暮らしをより充実させたいと考える多様な人々から選択されるチャンスとなります。

こうした環境変化も踏まえ、次世代にわたって安心して住み続けることができる持続可能な地域社会であり続けるために、デジタル技術等の様々な革新的技術を最大限活用して、コミュニティを維持するための対策をより一層強化します。

(2) 人口及び産業の推移と動向

1) 人口

令和2年の国勢調査によると、本町の人口は15,125人、一般世帯数は6,085世帯、1世帯あたりの人口は平均2.49人である。また、令和7年3月末の人口（住民基本台帳）は、14,388人、世帯数は6,753世帯（平均2.13人）である。

人口推移をみると、昭和50年の23,063人から一貫して減少し続けている。年齢構成では、昭和50年の年少人口は19.6%、生産年齢人口は65.0%、老年人口は15.3%であったが、令和2年の年少人口は10.6%、生産年齢人口は46.9%、老年人口は42.5%と、特に年少人口の減少は少子化傾向を顕著に示している。

将来人口では、令和2年の人口15,125人は、令和7年で13,913人、令和12年で12,738人、令和17年で11,671人と推定される（国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計））。

今後、長期総合計画や総合戦略に基づいた施策の推進により、人口の定着化や少子化対策を推進していく必要がある。

国勢調査による産業別就業人口の比率は、第2次産業の就業人口が減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向である。

2) 産業

経済のグローバル化・デジタル化のさらなる進展、技術革新（AI、IoT、ロボティクス等）の急速な進展は、地域産業構造に大きな変化をもたらし続けている。特に、デジタルトランスフォーメーション（DX）は、単なる効率化を超え、新たなビジネスモデル、働き方、そして地域住民の暮らし方そのものに革新をもたらす可能性を秘めている。

この社会構造の変化に対応し、世羅町の豊富な地域資源（農業、観光など）を最大限に活かしつつ、イノベーション力の強化と高付加価値の創出を追求することが、持続可能な地域経済の実現に向けた喫緊の課題である。

表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 22,483	人 21,684	% △3.6	人 18,866	% △13.0	人 16,337	% △13.4	人 15,125	% △7.4
0歳～14歳	4,253	3,700	△13.0	2,251	△39.2	1,766	△21.5	1,598	△9.5
15歳～64歳	14,219	12,783	△10.1	10,030	△21.5	7,876	△21.5	7,089	△10.0
うち 15歳 ～29 歳(a)	3,051	2,469	△19.1	2,172	△21.5	1,411	△35.0	1,339	△5.1
65歳以上	4,011	5,201	29.7	6,585	26.6	6,515	△1.0	6,438	△1.2

(b)									
(a)/総数 若年者比率	13.6	11.4	—	11.5	—	8.6	—	8.9	—
(b)/総数 高齢者比率	17.8	24.0	—	34.9	—	39.9	—	42.6	—

表1-1(2) 人口の見通し

区 分		実績値	推計値						
		令和 2年	令和 7年	令和 12年	令和 17年	令和 22年	令和 27年	令和 32年	令和 37年
人口(人)	総人口	15,125	13,913	12,738	11,671	10,666	9,686	8,768	7,905
	年少人口 (0～14歳)	1,598	1,348	1,143	999	940	876	798	697
	生産年齢人口 (15～64歳)	7,089	6,333	5,785	5,363	4,727	4,118	3,678	3,317
	老年人口 (65歳以上)	6,438	6,232	5,810	5,309	4,999	4,692	4,292	3,891
割合(%)	年少人口割合 (0～14歳)	10.6	9.7	9.0	8.6	8.8	9.0	9.1	8.8
	生産年齢人口割合 (15～64歳)	46.9	45.5	45.4	46.0	44.3	42.5	41.9	42.0
	老年人口割合 (65歳以上)	42.6	44.8	45.6	45.5	46.9	48.4	49.0	49.2

区 分		推計値	
		令和 42年	令和 47年
人口(人)	総人口	7,115	6,381
	年少人口 (0～14歳)	599	514
	生産年齢人口 (15～64歳)	3,001	2,660
	老年人口	3,515	3,207

	(65歳以上)		
割合 (%)	年少人口割合 (0～14歳)	8.4	8.1
	生産年齢人口割合 (15～64歳)	42.2	41.7
	老年人口割合 (65歳以上)	49.4	50.3

(令和2年までは国勢調査実測値、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値)

(3) 行財政の状況

(ア) 組織機構

本町の令和7年4月1日の行政機構は、本庁の町長部局13課、支所1課体制としているほか、議会事務局・農業委員会事務局などの4事務局を設置している。

教育委員会については2課体制とし、学校給食センターに職員を配置している。

職員数は191人体制(総数)で、組織機構の整備・見直しと職員の適正配置に努めるとともに、平成17年度から策定している「定員適正化計画」等により人員確保に取り組んでいる。これからの更なる住民ニーズの高度化・多様化に対応していくためには、重点的・優先的に取り組むべき課題を明確にしながら取り組んでいくことが必要である。

また、住民サービスの向上に向けて、職員の主体的な各種研修への参加を促し、コスト意識の高揚、経費節減に向けた意識改革など、世羅町人材育成基本方針に基づいた住民・次代が求める職員の育成を図る。

(イ) 財政状況

平成16年度から始まった国の三位一体の改革等の影響により、平成18年3月に「行財政改革推進プラン」を策定し、町財政の健全化を維持するために大胆な行財政改革を行った。その結果、地方債残高は令和5年度末で104億円まで減少し、実質公債費比率は平成19年度の21.9%がピークであったが、令和5年度末には9.3%まで改善した。

しかしながら、財政の柔軟性を示す経常収支比率は、令和3年度には86.7%まで改善したものの、その後は上昇しており、令和5年度には94.5%に達し、人件費の上昇、物価高騰等により財政運営はさらに厳しさを増している。

こうした状況にあって、今後も人口の減少に伴い、税収の減少なども見込まれることから、財政規模の適正化や持続可能性の確保に向けた取組を実施していく必要がある。また、町有資産の管理を戦略的に推進していくことで、老朽化する設備、施設等に対して、施設の統廃合、長寿命化、民間による活用など、財政負担と必要な施設維持のバランスをとりながら、様々な方策を実施していく必要がある。

表1-2 (1) 町財政の状況

(単位：千円・%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	13,285,637	12,099,891	13,600,734
一般財源	8,314,328	8,094,352	7,189,176
国庫支出金	1,626,964	994,767	3,064,434
都道府県支出金	1,057,377	1,004,369	1,267,574
地方債	1,259,218	1,124,335	1,058,012
うち過疎対策事業債	426,100	428,700	560,300
その他	1,027,750	882,068	1,021,538
歳出総額 B	12,823,842	11,651,207	13,110,201
義務的経費	5,342,196	4,466,258	4,426,217
投資的経費	2,582,685	1,803,150	1,533,949
うち普通建設事業	2,345,623	1,747,732	1,199,342
その他	4,898,961	5,381,799	7,150,035
過疎対策事業費			
歳入歳出差引額 C=(A-B)	461,795	448,684	490,533
翌年度へ繰越すべき財源 D	134,747	126,825	221,660
実質収支 (C-D)	327,048	321,859	268,873
財政力指数	0.33	0.32	0.32
公債費負担比率	25.2	18.4	16.6
実質公債費比率	-	9.7	10.7
起債制限比率	14.8	-	-
経常収支比率	86.1	84.9	94.0
将来負担比率	-	-	13.0
地方債現在高	16,226,753	12,562,903	10,623,742

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	26.3	38.6	46.6	57.2	59.1
舗装率 (%)	50.7	71.0	76.6	80.1	81.2
農道					
延長 (m)				116,768	101,674

耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	84.1	81.7	69.8	-	-
林道延長 (m)				102,652	66,139
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	13.7	14.1	15.5	-	-
水道普及率 (%)	24.5	27.8	38.7	53.0	76.7
水洗化率 (%)	4.4	27.9	44.4	66.5	81.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	6.9	8.0	8.4	9.8	13.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、全域が過疎地域に指定されており、これまで「過疎地域対策緊急措置法」「過疎地域振興特別措置法」「過疎地域活性化特別措置法」「過疎地域自立促進特別措置法」に基づいて事業を推進してきている。

その結果、地域の特性を活かした、産業の振興、特に農業生産基盤の整備や道路網の整備、生活環境の整備、教育文化の振興、広域観光・6次産業の推進、保健・福祉・医療の充実など、ハード事業とソフト事業を併せ、さまざまな事業を推進し成果を上げてきている。

しかし、近年の厳しい財政状況や人口減少などにより、事業計画の変更や事業期間の延長・延期などを余儀なくされている。

今後はこうした状況を克服し、経済社会の活力を将来にわたって維持していくために必要な事業に重点を置き取り組みを進めるとともに、それぞれの事業の精査を行い、財政状況を十分に見極めながら、より一層、計画的な事業実施が必要である。

本町においては、まちが抱える様々な課題を克服し、本町が将来にわたり、安心して暮らせるまちとなるよう将来像を「つなげる未来 人があつまる ふるさと世羅 ～住み続けたい町・心豊かに健康で安心して暮らせる町～」として、「産業振興」、「移住・定住促進と若者の安心を支える環境づくり」、「各地域における活力と生活の基盤づくり」などの取り組みを強化することとし、持続可能な地域社会の形成を図るため、町の有する地域特性・潜在力・社会基盤を最大限活用することが極めて重要である。

今後の過疎対策においては、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取組を進めるとともに、若者が定着でき、安定的に仕事を持って暮らせる産業基盤の確立が不可欠であることから、産業対策をはじめとする若者定住対策により一層重点を置いた施策を展開していくこととする。

◆ 地域の課題

① 少子高齢化、人口減少社会への対応

日本全体における年少人口（15歳未満）は、平成9年に老年人口（65歳以上）よりも少なくなった。日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計））によると、年少人口については

令和2年の1,503万人から令和47年には836万人となり、総人口に占める割合は11.9%から9.1%になる。老年人口については、令和2年の3,602万人から令和47年には3,513万人となり、総人口に占める割合は28.6%から38.4%に達する。本町の将来推計人口では、これを上回るペースでの少子高齢化の進展と併せて、大幅な人口減少が予測されている。

令和7年度に改訂した世羅町人口ビジョンに掲げる目標人口を達成するため、世羅町第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき人口減少抑制の施策を展開していく必要がある。

② 生活基盤の整備

幹線道路網については、整備されつつあるが、その他の道路整備は十分とはいえない状況にあり、高齢社会に適応する公共交通網の整備が必要である。

また、水道・下水道の普及率はいずれも県平均を大幅に下回っている。さらに、ごみ処理・リサイクルなどの対応を含めた生活基盤や生活環境の整備が必要である。

③ 産業の活性化

県内の主要農業地域である本町の農業においても、担い手の高齢化や後継者不足が顕著になっており、新規就農者・農業後継者の確保や集落法人の育成、経営の組織化・効率化が求められている。

製造業をはじめとする工業においては、原材料・エネルギーコストの急激な高騰により、利益が圧迫され、新規投資や事業拡大の妨げとなっている。さらに、多くの企業でデジタル化（DX）への対応の遅れや、若年労働力の確保難も相まって、地域市場での競争力低下が深刻な課題となっている。

商業は、仕入れ・輸送コストの高騰と地域人口の減少に加え、インターネットでの買い物（ネット通販）の普及により、小規模店舗の減少が広域的に進行している。この結果、集落が点在する世羅町全域で、住民の日常生活に必要な購買機会や生活利便性の維持が困難になりつつあり、早急な対策が求められている。

④ 財政の健全化

国の地方財政は、経済全体にわたって依然として厳しい状況が続いている。本町においても、人口減少社会により、自主財源の柱である町税収入の減少が懸念されるなど、本町の財政状況も厳しさが増すことが予測される中、限りある経営資源を効果的に活用し、効率的な事業の推進に取り組むことが求められる。また、更なる住民ニーズの高度化・多様化に対応していくためには、重点的・優先的に取り組むべき課題を明確にしながら取り組みを進めていく。

◆ 基本的施策

① 健やかで幸せな地域づくり

住民の主体的な健康づくり意識の啓発や、住民のライフステージに応じた保健・疾病予防対策

の充実など健康増進体制の充実を図るとともに、世羅郡医師会等と連携し公立世羅中央病院を中核とした地域医療体制の維持、関係機関との連携強化による救急医療体制の構築をめざす。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者の健康づくりと介護予防を一体的に提供するとともに、認知症施策の充実、高齢者の権利擁護・虐待防止の推進など高齢者福祉の充実をめざす。

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合い共生する地域社会の実現に向け障害者差別の解消を推進するとともに、地域支援体制の構築や障害のある人への日常生活の支援や福祉サービスの提供など障害者福祉の充実をめざす。

妊娠・出産、子育てにわたる切れ目のない支援を推進し、支援を要するこども・若者と子育て家庭を支える環境づくりや幼児教育の充実を図る。また、保育サービスの充実など子育てと仕事を両立する環境を整備しこども・若者・子育て家庭支援の充実をめざす。

住民や民間団体による多様な地域福祉活動を支援し、包括的かつ重層的な支援体制の整備を図るとともに、低所得者への福祉の充実や国民健康保険・年金などの社会保険制度の適正な運営など住民福祉を推進する。

② 豊かな心の人づくり

確かな学力・豊かな心・健やかでたくましい心身を育てるとともに、郷土への愛着と誇りを醸成し、教育の質を高める環境を整備する。また、世羅高等学校における学習環境及び生徒確保に関する環境整備を支援し学校教育の充実をめざす。

社会の変化に対応する社会教育を推進するとともに、文化・芸術活動の振興、文化財の保護・活用を図る。住民一人1運動・1スポーツ参加を促進し、スポーツの普及促進と指導者の育成・支援を行うとともに、家庭・社会の教育力を高め、社会全体でこどもを育てる意識の高揚を図り社会教育の充実をめざす。

③ 活力ある仕事づくり

農業の発展と活性化を図るため、農業生産基盤、農業振興体制の整備を進め、農地の保全と農業経営の安定・合理化を推進するとともに、地域の特性を活かした持続可能な農業を展開する。また、森林の多面的機能を図るため、豊かな森林づくりの推進、林業資源の保全・育成、森林の多様な活用を図る。

商工業の振興を図るため、商工会と連携し、社会の変化に対応した経営の持続・発展を促進するとともに、魅力と賑わいのある商業環境の整備を推進する。また、地域資源を活かした産業の育成や起業などを支援し新たな企業誘致を促進する。

地域の特性を活かした特色ある観光を推進していくとともに、周遊型・滞在型の観光につながるよう観光資源の有効活用を図る。観光客の受け入れ体制を強化するとともに、観光PR活動の充実を図る。

④ 快適で安全な暮らしづくり

地域の消防力を維持するため消防体制の強化や地域防災体制の充実、災害に強いまちづくりを進めるために災害応急体制の充実を図る。また、交通安全・防犯対策の強化、消費生活の安全の確保など防災防犯の充実をめざす。

良質な住環境の整備や上下水道の安定供給体制の充実、公園の整備、火葬場の適切な管理などの生活環境の向上をめざす。また、移住定住を促進するため相談体制や情報提供体制の充実を図り移住前から移住後までの一貫した支援を行う。

都市的、農業・自然的土地利用が調和のとれた秩序ある土地利用を推進し、地域内外の円滑な連絡を確保するための道路整備を行うとともに、暮らしやすさと賑わいを支える持続可能な公共交通の実現をめざす。

地域における環境保全活動の充実や美しいまちづくりを総合的に推進するとともに、廃棄物適正処理や3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による循環型社会の形成、再生可能エネルギーの活用など脱炭素社会の形成をめざす。

⑤ 協働のまちづくり

男女共同参画意識の浸透に向けて個を尊重した意識づくりを推進するとともに、青少年の健全育成を図るため、健全育成機能と啓発活動の充実を図る。また、人権が尊重されるよう人権教育・啓発の推進体制の強化を図るとともに、互いに認め合える多文化共生社会のまちづくりなど共生社会の実現をめざす。

まちづくりへの住民参画を推進するため、住民の自治意識の高揚を図るとともに、協働のまちづくりを担う人材や組織の育成を促進します。また、支援体制を確立するとともに、各地域の地域づくりビジョンの実現に向けて地域の課題解決や魅力発信など協働のまちづくりを推進する。

◆ SDGs（Sustainable Development Goals—持続可能な開発目標）の理念に基づく取組の推進

日本全体が人口減少社会を迎え、過疎地域では人口減少が一層加速する中で、人口減少下で持続可能な地域社会を形成することが極めて重要になっている。

SDGsでは、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられている。

そのため、SDGsの理念は、地域の持続的発展の基本方針と方向性を同じくするものであり、本計画を推進することによりSDGs達成に資すると考えられる。

（5）地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、産業振興については、若い世代を中心に楽しく働き安心して暮らせる仕事の間を創出し、生産年齢人口が令和6年度7,063人に対し、令和12年度に6,499人（国勢調査ベースの推計人口では5,854人）にとどめる。移住定住については、世羅町の

魅力を活かし若い世代を中心とした移住・定住を推進し、15歳から44歳の人口を令和6年度3,974人に対し、令和12年度には3,202人（国勢調査ベースの推計人口では2,711人）にとどめる。また、こども・若者・子育て家庭の安心を支える環境を整備し、合計特殊出生率1.64を令和12年度に1.60確保する。質が高く安心して暮らせる生活基盤を整備し、令和6年度における社会増減数△33人に対し、令和12年度には△10人にとどめる。

目 標	令和6年度	令和12年度
生産年齢人口	7,063人	6,499人（5,854人※）
15歳～44歳の人口	3,974人	3,202人（2,711人※）
合計特殊出生率	1.64 (H30～R4年度)	1.60
社会増減数	△33人	△10人

※国勢調査ベースの推計人口

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価について、毎年度分野別の実績を取りまとめ、議会への報告を行う。

（7）計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

（8）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の整備については、今までは、“公共施設（ハコ）が存在する事が公共サービス”であると考えられる風潮があった。しかしながら、本町の人口は、平成27年から令和22年までの25年間で30%以上減少することが見込まれることから、“機能”という視点で見ていくことが重要であり、平成27年10月に策定した「世羅町公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら公共施設等の管理を推進する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（1）現況と問題点

（ア）移住・定住

少子高齢化の進行、進む人口減少により、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、あらゆる分野に大きな影響をもたらしており、人口減少対策は喫緊の課題である。

本町における人口動向（国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計））は、令和47年には、令和2年に対して42.2%に減少すると予測されている。男女ともに10歳代から20歳代にかけて転出超過となっており、進学や就職により転出していると思われる。

現在、社会減の抑制をめざし、さまざまな移住・定住施策を講じているところである。具体的

には、移住定住に関する相談体制の充実を図り、特に空き家バンク制度を中心とした住宅の確保の支援等、相談者のニーズに応じた支援の提供に努めている。なお、新規移住・定住相談件数及び空き家バンク制度による近年の移住者の実績は表のとおりである。あわせて、移住及び若年層の定住促進を目的に、新築又は空き家購入にかかる補助金制度を設けることで、移住・定住の一層の促進に努めている。近年、空き家バンクにおける新規物件登録数は一定数確保できているが、それでも空き家バンク利用登録者の希望条件は多岐にわたるため、物件数が充分とは言えない。町内の空き家は今後も増え続けることが見込まれており、引き続き、空き家バンクの利用を促進するため、制度の拡充や物件の掘り起こしが必要である。

また、町内に居住する遠距離通勤者を対象とした助成制度により、すでに本町に住所がある方の転出を抑えることでも、社会減の抑制をめざしている。

人口が集中している首都圏からの移住を促進するため、広島県を始め、備後圏域連携中枢都市圏及び広島広域都市圏等と広域的に連携し、移住フェアやセミナーの開催、さまざまな媒体を使った広報等を行っている。本町としても首都圏をはじめとする県外からの移住相談に対応できるよう、お試し暮らし事業として体験住宅を準備している。今後も、様々なニーズに応じて、空き家など住宅の確保の支援から移住前・移住時・移住後までの支援に努める必要がある。

(表)

(単位：件・人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規移住・定住相談件数	103	180	173	134	154
空き家バンク新規物件登録数	13	18	13	13	15
空き家バンク契約成立件数	13	10	10	3	6
空き家バンク契約世帯の人数の総数	31	24	21	6	11

(イ) 地域間交流の促進

本町では、広島臨空広域都市圏・備後圏域連携中枢都市圏・広島広域都市圏等の広域交流を積極的に進めている。また、世羅高原6次産業ネットワーク等への活動支援そして商工会・観光協会との連携などにも力を注いでいる。

今後、さらに地域間交流の促進につながる事業の充実を図る必要がある。

(2) その対策

(ア) 移住・定住

人口減少に対応するため、社会減の抑制、中でも若い世代を中心とした多様な人材の確保に資する移住・定住対策を、「世羅町人口ビジョン及び世羅町第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本として、国・県の動向に注視しながら推進していく。

引き続き、現行の制度である空き家バンク制度及び各種補助金制度を中心とした住宅確保支援や通勤助成により社会減の抑制に努める。

移住・定住促進をさらに進めるためには、総合的な相談窓口の一層の充実を図り、住まい・しごとなどニーズに応じた情報提供や支援を行う。あわせて、地域外の人材を積極的に受け入れ、関係人口の創出・拡大の取り組みを推進する。

また、移住希望者に対し本町の魅力が的確に伝わるように、さまざまな媒体や手法を使って、本町の生活環境、移住支援策、空き家情報等の具体的でタイムリーな提供に努める。

移住希望者が、事前に本町での生活を体験できる機会を設け、お試し暮らし事業の積極的な活用とあわせ、ニーズに応じた移住体験プログラム事業の実施も行う。

(イ) 地域間交流の促進

連携中枢圏をはじめとする様々な広域連携により交流を推進する。また、世羅高原の地域資源を有効に活用した交流人口の拡大を図るための事業展開を行う。具体的には、世羅高原6次産業ネットワーク等への活動などの支援や商工会・観光協会との連携、広域観光事業などを推進し、地域間交流を促進する。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住者住宅支援事業	世羅町	
		空き家バンク事業	世羅町	
		通勤助成事業	世羅町	
		住宅リフォーム補助事業	世羅町	
		関係人口創出事業	世羅町	
		移住体験事業	世羅町	
		出会いサポート事業	世羅町	
	その他	公共施設等総合管理事業	世羅町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立	過疎地域持続的発展事業 基金造成	世羅町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 農林業

農業は、本町において地域経済を支える基幹的産業であり、食料の安定供給をはじめ、自然環境の保全など地域社会の発展に大きな役割を果たしている。

穏やかな気候に恵まれた自然条件を生かして、県内の主要農業地帯となっており、農産物の粗生産額の上位は、米・果樹（梨）、畜産物などとなっている。

令和2年農林業センサスによれば、世羅町の総農家数は1,697戸で、平成27年から約19%減少している。また、基幹的農業従事者数も継続して減少傾向にあり、経営者の平均年齢は高く、60歳以上が大半を占めるなど、農業就業人口の高齢化と担い手不足が一層深刻化している。

一方、経営耕地規模別にみると、小規模経営体の減少が進む一方で、10ha以上の大規模経営体は増加し、町内の農地集積は徐々に進展している。集落法人については、設立数が38法人に達するなど、地域ぐるみの営農体制の整備が進められてきたが、その中心を担う人材の高齢化は依然として課題である。後継者や新規就農者の確保は難しく、地域の生産体制を維持するには、多様な担い手の育成や企業参入の促進、支援体制の強化が求められている。

本町は、森林面積が18,898haと町総面積の67.9%を占める森林に恵まれた山村である。その内、ヒノキを主体とした人工林面積は3,451haであり、8・9齢級以下の若い林分が多く占めており、保育・間伐を実施していくことが重要である。また、松くい虫による松枯れ対策や森林による災害防止・国土保全等、公益的機能を強化する観点から森林整備や保全活動の支援を一層促進する必要がある。

農家数の推移

(単位：戸)

項目	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総農家	2,826	2,486	2,088	1,697
販売農家	2,280	1,783	1,476	1,139
自給的農家	546	703	612	558

(農林業センサス)

※販売農家：経営耕地面積 30 ㌶以上または農産物販売金額が 50 万円以上の農家

※自給的農家：経営耕地面積が 30 ㌶未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家（販売農家と自給的農家の合計が総農家）

集落法人設立等の推移

(単位：経営体・ha)

項目	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
集落法人設立数 (累計)	10	31	38	38
農地集積面積 (累計)	275.9	695.9	889.6	904

(産業振興課調べ)

基幹的農業従事者数の推移

(単位：人)

項目	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
15 歳～24 歳	4	4	5
25 歳～34 歳	18	21	12
35 歳～44 歳	25	28	24
45 歳～54 歳	56	31	33
55 歳～64 歳	330	204	113
65 歳～74 歳	694	598	475
75 歳～84 歳	757	578	373
85 歳以上	128	157	141

(農林業センサス)

※農業就業人口：農業従事者のうち、自営農業のみに従事、または、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者で、自営農業が主の者

※基幹的農業従事者：農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が仕事（家事等ではない）に従事していた者

経営耕地規模別経営体数の推移

(単位：経営体)

項目	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
0.5ha 未満	276	262	219
0.5～2ha	1,392	1,097	816
2～5ha	106	106	94
5～10ha	23	30	21
10ha 以上	35	48	52

(農林業センサス)

産業別就業人口の推移

(単位：人・%)

項 目	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
第 1 次産業	2,976	27.6	2,318	24.3	2,021	23.4	2,117	24.7	1,970	24.7
第 2 次産業	2,993	27.7	2,442	25.7	1,835	21.2	1,807	21.1	1,639	20.5
第 3 次産業	4,833	44.7	4,755	50.0	4,795	55.4	4,537	53.0	4,372	54.8
総数	10,802	100.0	9,515	100.0	8,651	100.0	8,561	100.0	7,981	100.0

(国勢調査)

ほ場整備状況

(令和 6 年度末)

項目	整備面積等 (ha・%)
水田面積	2,620.0
要整備水田面積	2,356.7
整備済面積	2,286.4
整備率 (要整備水田)	97.0
整備率 (水田面積)	87.3

(広島県)

林家数及び森林面積の推移

(単位：ha)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
林家数 (戸) ※	2,635	2,560	2,514	2,293	2,293
森林面積	19,130	19,004	18,963	18,898	18,898
民有林 (人工林)	2,919	3,240	3,341	3,380	3,451
民有林 (天然林)	15,841	15,372	15,318	15,193	15,107
竹林	42	41	41	40	40
無立木地	235	263	167	189	204
国有林	92	89	92	92	92

(※農林業センサス)

(広島県「林務関係行政資料」)

(イ) 商工業

○卸売業・小売業の状況

卸売業・小売業の事業所数は、平成 24 年の 224 所から平成 28 年には 231 所へと微増しましたが、令和 3 年には 182 所へと大きく減少した。これに伴い、従業者数も平成 28 年の 1,340 人をピークとして、令和 3 年には 1,070 人と約 270 人の減少が見られる。年間商品販売額も、平成 28 年の 255 億円余りを頂点に、令和 3 年には 214 億円余りに減少した。この令和 3 年の水準は、平成 24 年の 207 億円余りとほぼ同等であり、直近における商業活動の落ち込みが示唆される。

卸売業・小売業の推移 (経済センサスより)

区分	平成 24 年	平成 28 年	令和 3 年
事業所数 (所)	224	231	182
従業者数 (人)	1,374	1,340	1,070
年間商品販売額 (百万円)	20,767	25,544	21,403

○製造業の状況

製造業については、事業所数と従業者数の減少が見られる一方で、製造品出荷額は比較的安定して推移している。事業所数は、平成 24 年・平成 28 年と 44 所で推移していたが、令和 3 年には 34 所に大きく減少した。従業者数も、平成 28 年の 791 人から令和 3 年には 680 人へと減少している。一方、製造品出荷額は、平成 28 年の 137 億円余りをピークとして、令和 3 年には 127 億円余りとなった。これは平成 24 年の 112 億円余りを上回る水準であり、事業所や従業者数が減少する中でも、一事業所あたりの生産性や効率性が維持されている可能性を示している。

製造業の推移 (経済センサスより)

区分	平成 24 年	平成 28 年	令和 3 年
事業所数 (所)	44	44	34
従業者数 (人)	775	791	680
製造品出荷額 (百万円)	11,236	13,779	12,738

経済センサスのデータが示す通り、本町の商工業は厳しい状況に直面しており、特に卸売業・小売業における基盤の縮小が喫緊の課題となっている。製造業においては、効率性の維持が見られるものの、事業所数や雇用の場の減少は地域経済全体への影響が懸念される。

こうした現状を踏まえ、厳しい経済環境の中、既存企業の活性化支援、雇用の場の創出、そして新たな企業誘致に向けた取り組みをより一層強化する必要がある。商工会等との緊密な連携のもと、地域経済の活力維持・向上を最優先課題として取り組むことが求められる。

(ウ) 観光・レクリエーション

本町は、ワイナリーや花観光農園・果樹観光農園など、観光産業が発達している。その魅力をしっかり発信していくことが求められている。

これまでに「せら夢公園」や「道の駅 世羅」を開設し、統一案内板の設置などを進めてきた。また、世羅町観光協会を中心とした観光振興を推進してきたが、観光需要は様々な要因により変動するため、実態に即した振興策が求められている。

観光振興の体制としては、世羅町観光協会、民間事業者などの関係団体で構成される世羅町観光振興協議会を設置し、補助事業の検討などを行っている。

観光需要の変動に対応するためには、「せら夢公園」や「道の駅 世羅」の観光拠点機能の充実を図り、町の特性を活かした新たな観光形態や多様な交流の推進が必要となる。社会情勢の変化を踏まえ、リピーター客のみならず、新たな観光客の誘致に向けた検討も求められている。

海外観光客の受け入れ体制としては、インバウンド対応のための多言語化や海外の多様な食文化に対応した食事の提供などの取組が必要である。町と観光協会により、東アジアを中心に、各国・地域において観光プロモーション活動を行っており、インバウンド誘客のきっかけとなるようPR活動を行っている。

「道の駅 世羅」は観光拠点としての機能を果たしているが、行楽シーズンには周辺道路が渋滞するなどの課題もある。観光情報の発信には、観光協会のホームページ「セラナンデス」やSNSなどのメディアを活用しており、観光関係事業者と連携した効果的なPR活動に取り組んでいる。

観光客数等の推移（広島県入込み観光客の動向より）

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
入込み観光客数(千人)	1,788	1,944	1,423	1,641	1,827	1,856	1,949
地元観光客(千人)	320	348	363	331	354	381	403
合計(千人)	2,108	2,293	1,786	1,972	2,181	2,237	2,352
観光消費額(百万円)	2,431	2,652	1,827	1,973	2,352	2,305	2,505

(2) その対策

(ア) 農林業

農業施策については、世羅町農業の「あるべき姿」を明確化する「第2次世羅町農業振興ビジョン(R4～R13)」を基本として、国・県等施策との整合性を図りながら今後の世羅町農業を振興する。

また、基幹産業である農業の発展と活性化を図るため、ほ場整備やため池などの農業用施設整備などによる農業生産基盤の整備を進めるとともに、集落法人の後継者の育成確保、更には農業参入企業、新規就農者等、多様な担い手の確保・育成対策を広域連携事業も活用しながら積極的に推進する。

「なし」に続くブランド果樹として、「ぶどう」を引き続き振興するとともに、所得が得られる園芸作物の積極的な導入により世羅町農業の活性化を図る。

中山間地域等直接支払制度については、令和7年度から第6期対策が新たに始まっており、80の集落協定及び32の個別協定地区を対象に、地域計画に基づき、地域ぐるみで将来の農地利用のあり方を見据えつつ、多様な担い手が協働して農業生産と農村環境の維持を図ることにより、中山間地域の持続的な発展を推進する。

消費者ニーズの高い安全安心に裏づけられた農産物等のブランド化に取組み、販路拡大を進め

ていくとともに世羅高原6次産業ネットワーク活動などへの支援を行い、6次産業化の推進や地域の活性化を図る。

畜産振興については、家畜排泄物の適切な処理を通して、環境悪化を未然に防ぎ、周辺環境に配慮した畜産経営体を育成支援するとともに、バイオマスの活用や耕種農家と畜産農家との連携による環境にやさしい循環型農業を推進する。

林業振興については、松枯れ対策の実施などにより森林の保全に努めるほか、里山整備など景観形成も含めた森林保全活動への支援、整備を図る。

(イ) 商工業

商工会と連携し、多様な流通形態の変化に対応した商店経営の近代化と安定化を促進するとともに事業承継の支援を行い、魅力と賑わいのある商業環境の整備を推進する。

企業活動の活性化を推進していくため、地域資源を活かした産業の育成や起業などを支援し、中小企業対策の充実に努めるとともに、新たな企業誘致の促進を図る。

(ウ) 観光・レクリエーション

地域の特性を活かした特色ある観光を推進していくとともに、周遊型・滞在型の観光につながるよう観光資源の有効活用を図る。

観光客の受け入れ体制を強化するとともに、観光PR活動の充実に努める。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	西大田地区（区画整理・暗渠排水）	広島県	
		小規模農業基盤整備事業（ため池・水路等整備）	世羅町	
		農業公園施設整備・改修事業	世羅町	
		ぶどう振興事業	世羅ぶどう生産組合	
	林業	森林病虫害防除事業	世羅町	
		ひろしまの森づくり事業	世羅町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3)経営近代化施設 農 業	森林経営管理事業	世羅町	
		農業近代化施設整備 事業	世羅町	
		集落法人支援事業	世羅町	
	(9)観光又はレクリ エーション	基幹水利施設整備事 業	広島中部台 地土地改良 施設管理組 合	
		観光施設整備・改修事 業	世羅町	
		道の駅世羅拡張整備 事業	世羅町	
	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	有害鳥獣対策事業	世羅町	
		農林業振興事業	世羅町	
		新規就農者支援事業	世羅町	
		農業参入企業等支援 事業	世羅町	
		担い手育成支援事業	世羅町	
		未来創造支援事業	世羅町	
		商工業・6次産業 化	小規模事業者支援事 業	商工会
	人材育成支援事業		商工会	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
		商工会助成事業	世羅町		
		6次産業振興事業	世羅町		
		世羅ブランド支援事業	世羅町		
		観光	観光振興事業	世羅町	
		企業誘致	新規創業支援助成金事業	商工会	
		その他	公共施設等総合管理事業	世羅町	
		基金積立	過疎地域持続的発展事業基金造成	世羅町	
		(11)その他	農業振興利子補給事業	世羅町	
			ニューファーマー支援事業	世羅町	
			中山間地域等直接支払事業	世羅町	
			土地改良施設維持保全対策事業	世羅町	
			国営造成水利施設保全対策事業	世羅町	
			バイオマス利活用整備事業	世羅町	
			中小企業融資運営事業(利子補給事業)	世羅町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		消費拡大支援事業	商工会	
		観光振興計画策定・実施事業	世羅町	
		設備等取得補助金事業	世羅町	

(4) 産業振興促進事項

産業振興にあたっては、備後圏域連携中枢都市圏・広島広域都市圏を構成する周辺市町との連携に努める。

産業の振興を図るため、町内に工場等を新設、又は増設する者に奨励措置を行うことにより、工場等の立地を促進する。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
世羅町全域	製造業、農林水産物等 販売業、旅館業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町の情報通信基盤については、光ファイバーネットワークとして、平成13年度に本庁舎及びせらにし支所、学校等の主要な公共施設を結ぶ「世羅地域イントラネット」を整備するとともに、平成19年度から20年度にかけ整備した、町民・企業等向けの「せらケーブルネット」を通じて、町内全域を対象として高速ブロードバンドサービスの提供、及び自主放送を通じた行政情報の発信を行ってきた。

また、ケーブルテレビを通じたインターネット通信速度を、平成 28 年度に最大 40Mbps から 100Mbps へ向上させるとともに、自主放送では令和 2 年度からデータ放送を開始し、利便性の向上を図った。

一方で、インターネット環境については、更なる通信速度向上の要望を踏まえ、令和 2 年度から令和 5 年度にかけ、町内全域で既存の同軸ケーブルを光ケーブルへ更新する事業を実施した結果、最大 1 Gbps の通信を可能とする環境を整えることができた。

なお、イントラネットについては、町内の公共施設や学校を光ファイバー網で結び、行政サービス及び学校教育環境等の通信環境の維持に努めてきたものの、稼働開始から相当の年数が経過しているため、設備及び機器等の計画的な更新を行う必要がある。

(2) その対策

整備した情報通信基盤を有効に利活用し、防災・災害対策、医療・福祉、教育、町民生活、産業分野等において、安心安全で豊かな暮らしに資するアプリケーション等の導入を推進するとともに、情報インフラの安定的な運営を行うため、適切な保守の実施と計画的な更新を実施する。

また、行政サービスの向上と効率的な行政運営を図るため、各種申請、届出などの電子化による町民の利便性向上を図るとともに、行政情報・住民情報等のシステムのクラウド化を推進し、経費の節減に努める。

更に、行政ネットワークでは、情報セキュリティの一層の強化を行い、個人情報保護の徹底と情報漏洩防止に向けた万全な体制整備を図る。

(3) 事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	デジタル防災無線機器更新事業	世羅町	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	ケーブルテレビ設備更新事業	世羅町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	デジタル防災無線維持管理事業	世羅町	
		光ファイバ網管理運営事業	世羅町	
	その他	公共施設等総合管理事業	世羅町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立	過疎地域持続的発展事業 基金造成	世羅町	
	(3)その他	広域ネットワーク（イン トラネット）管理事業	世羅町	
		電子自治体推進事業	世羅町	
		情報機器整備事業	世羅町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

平成 27 年 3 月の中国横断自動車道尾道松江線全線開通や広島中央フライトロードの建設促進に向けた取組み、国道 2 路線の交差など、交通ネットワークの整備が着実に進んでいる。

道路は日常生活や経済活動など社会生活の基盤であるとともに、さまざまな空間機能を有する公共施設である。

本町の道路網は、中国横断自動車道尾道松江線が全線開通したことにより高速交通ネットワークが整備された。また、国道 184 号が南北に、国道 432 号が東西に延びており、特に国道 432 号バイパスの完成は、本町の中心市街地の活性化に大きな役割を果たすものとなっている。県道は主要地方道 6 路線、一般県道 8 路線が町内を東西南北に延びている。また、町道の通称「世羅高原ふれあいロード」が町内のほぼ中央を東西に走り、さらに、南北に延びる通称「フルーツロード」が交差し、これらに町道が結節し町内の各地域を連絡している。

こうした道路網も計画的に整備してきたが、町道においては未改良の路線も多く、今後の計画的な整備が必要である。また、高齢社会の中での交通安全対策や安全安心な道路整備と環境整備は重要な課題である。

(ア) 国道及び高規格道路

国道 184 号は出雲市と尾道市を結ぶ幹線道路であり、町内をほぼ南北に結ぶ主要道路である。国道 432 号は町内を東西に走り、竹原市から松江市に至る重要な路線であり、中心市街地のバイパス（3,110m）は、住宅や商業集積に大きな役割を果たしている。

西大田地区の「賀茂バイパス」整備も完成に向け工事が進んでいるが、全線供用開始に至っておらず、引き続き整備促進が必要である。

高規格道路は中国横断自動車道尾道松江線が開通し、中国縦貫自動車道と山陽自動車道に接続した。将来的には広島空港から世羅町へのアクセス道路としての「広島中央フライトロード」が整備予定であり、この路線が完成すれば県内外とのネットワーク形成が強化され、主要都市とのアクセス時間の短縮を図ることができ、企業誘致や地域産業の振興、広域観光の促進など地域活性化、また大規模災害時の緊急輸送道路として大きな効果をもたらすことになる。

(イ) 県道

県道は主要地方道三原東城線・府中世羅三和線・甲山甲奴上市線・世羅甲田線・三次大和線・吉舎豊栄線の6路線と、一般県道の別迫上下線・東上原中原線・小谷宇津戸線・宇津戸八幡線・中安田田打線・宇賀安田線・津口国兼線・徳市津口線の8路線が、町内を環状線的に走っている。

県道においては、改良率の低い路線や交通安全施設の未整備区間もあり、これらの早期整備が必要である。

このため、県道と町道の計画的な整備を促進し、地域の活性化や地域づくりとの一体的整備を図ることが求められている。

また、交通の安全安心を確保するための交通安全施設整備が必要である。

(ウ) 町道

町道は、住民の通勤・通学・買い物などの社会生活と密接し、日常生活に欠かすことのできない生活道路として広く利用されており、町内1,232路線により、集落間を縦横に結んでいる。

主要路線の1級町道の改良率は、97.6%（令和6年度末）、2級町道は、74.2%（同）であり、主要な路線については整備が進んでいるが、日常生活での自動車の一般化や高齢社会での福祉施策、救急や災害などの緊急時の対応など、生活環境の変化に充分対応できるよう、「世羅町道路整備計画」に基づき、町道の計画的改良と道路整備が必要となっている。

(エ) 農林道

本町の主要産業である農林業の生産基盤として、また農村集落の日常生活を支える基盤として、農林道の役割は大きく重要な道路である。さらに、町道の補完的役割を果たしている。

農林道の整備については、一定の受益者負担の合意を得ながら整備の促進を図る必要がある。

(オ) 交通

本町では、人口減少や少子高齢化、自家用車に依存した生活スタイルの定着、運転手不足といった環境変化に伴い、公共交通利用者の減少や、路線バスの減便・廃線といった公共交通サービス低下が進んでいる。一方で、高齢者や学生など、自らの移動手段を持たない人にとって、公共交通は日常生活を支える上で必要不可欠なインフラの1つであり、高齢化の進展に伴い運転免許

証返納者が増加すると予測される中、その必要性はますます高まっていくものと考えられる。

本町の路線バスは、7系統の路線で町内をはじめ尾道市・三原市・三次市・東広島市などの隣接都市への通勤・通学・通院などの交通手段として利用されているが、利用者は減少し、不採算路線の廃止や地方バス路線維持費補助金の増大など、路線維持は大きな課題である。

高速バスは、広島市と三次市甲奴町を結ぶピースライナーの年間輸送人員はコロナ禍の影響で令和2年度に大きく減少し、その後徐々に回復している。広島市への主要な交通機関であるため、運行の存続に向け運行事業者と連携し利用促進を図る必要がある。

公共交通空白地の解消を目的に平成18年度に町全域にデマンド型乗合タクシー（せらまちタクシー）を導入し、輸送人員は平成23年度をピークに減少が続き近年は横ばいで推移している。また、町外への通院手段を確保するため、地域が主体となり平成23年度から津名地区、令和2年度から黒川地区で自家用有償旅客運送を行っている。今後も、交通ネットワークの構築が必要である。

JR線は、福山～塩町間を運行するJR福塩線があり、町内に備後三川駅を有しており、沿線都市への通学等に利用されているが、三川駅の年間乗車人数は7000人～8000人で推移している。沿線4自治体で構成する福塩線対策協議でJR福塩線の利用促進や沿線地域の活性化の取り組みを行っている。今後も利用促進や沿線地域の活性化につながる取り組みが必要である。

国・県道の状況（令和7年10月現在）

（単位：m・％）

路線名		総延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
国道	国道184号	22,214.1	22,214.1	100.0	22,214.1	100.0
	国道432号	22,557.2	22,557.2	100.0	22,557.2	100.0
県道	(主)三原東城線	5,231.2	5,231.2	100.0	5,231.2	100.0
	(主)府中世羅三和線	32,319.9	29,818.6	92.3	32,319.9	100.0
	(主)甲山甲奴上市線	8,433.2	7,551.8	89.5	8,433.2	100.0
	(主)世羅甲田線	14,012.9	13,992.7	99.9	14,012.9	100.0
	(主)三次大和線	10,554.8	10,554.8	100.0	10,554.8	100.0
	(主)吉舎豊栄線	13,053.6	12,869.6	98.6	13,053.6	100.0
	(県)別迫上下線	3,635.7	2,266.9	62.4	3,635.7	100.0
	(県)東上原中原線	5,123.5	4,400.2	85.9	5,123.5	100.0
	(県)小谷宇津戸線	5,681.0	5,681.0	100.0	5,681.0	100.0
	(県)宇津戸八幡線	2,209.3	1,304.7	59.1	2,209.3	100.0
	(県)中安田田打線	11,135.2	7,825.7	70.3	11,135.2	100.0
	(県)宇賀安田線	5,955.1	3,456.8	58.0	5,955.1	100.0
	(県)津口国兼線	3,760.6	3,760.6	100.0	3,760.6	100.0
	(県)徳市津口線	4,927.4	962.4	19.5	4,927.4	100.0

合計（国道2路線、県道14路線）	170,804.7	154,448.3	90.4	170,804.7	100.0
------------------	-----------	-----------	------	-----------	-------

※総延長は、実延長を表すものとする。（広島県東部建設事務所三原支所調べ）

町道の状況（令和7年3月現在）

（単位：m・%）

等級	路線数	総延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
1級	47	123,826.04	120,894.61	97.6	122,244.80	98.7
2級	50	78,445.15	58,208.92	74.2	77,497.73	98.8
その他	1,145	635,050.16	317,758.39	50.0	480,891.36	75.7
合計	1,242	837,321.35	496,861.92	59.3	680,633.89	81.3

（建設課調べ）

（2）その対策

道路交通体系については、社会生活や経済活動を発展させる基盤として重要な役割を果たしている。経済活動、余暇活動の広域化に対応するため、各関係機関がそれぞれの役割に応じ、その機能を合理的に分担しながら、総合交通体系の確立を図る。

（ア）国道及び高規格道路

国道432号賀茂バイパスや交通安全施設（歩道など）整備など、今後、関係機関との連携により早期整備を促進する。

また、平成23年4月に三原市大和町まで完成した「広島中央フライトロード」について、継続した整備促進のため、関係機関に働きかけ世羅インターチェンジまでの計画区間を「整備区間」にする取り組みを積極的に行う。

歩行者・自転車・高齢者の電動車などの交通安全確保や、障害者対策としてのバリアフリー化・点字歩道帯・歩道拡幅・道路環境整備など関係機関に要請し、引き続きその整備を図る。

（イ）県道

県道については、改良率100%路線は3路線で、その他11路線となっているが一部未改良や今後改良の必要な路線があり、宇賀安田線、甲山甲奴上市線など、各関係機関との密接な連携のもとに早期改良促進を図る。

特に改良率の低い路線については、その対策を関係機関に要請する。

歩行者・自転車・高齢者の電動車などの交通安全確保や、障害者対策としてのバリアフリー化・点字歩道帯・歩道拡幅・信号機・温度計・道路環境整備など関係機関に要請し、引き続きその整備を図る。

（ウ）町道

地域住民に密着した町道は、安全な地域交通網としての体系を確保するため、その改良・舗装・

安全施設などについて、財政状況や他の事業との関連性を考慮しながら、計画的・効率的・効果的な整備を促進し、地域の活性化と日常生活の利便性の向上を図る。

特に事業計画にあたっては、厳しい財政状況の中で、路線改良の必要性、緊急性、投資的効果などを十分検討し、「世羅町道路整備計画」に基づいて事業実施を行う。また、地域主権戦略大綱などの新たな枠組みでの財源確保などにより、地域一体の再生に向けた事業展開を図る。

また、町道・橋梁の安全対策を進めるとともに、維持管理・保全及び環境整備を図る。

(エ) 農林道

農道・林道は地域農林業の基盤となる路線であり、国や県及び町の補助事業を効果的に活用しながら、計画的に整備する。

(オ) 交通

令和6年度に策定した「世羅町地域公共交通計画」に基づき、町域を超えた移動と交流を支え、地域での安心安全な暮らしを支える基盤を形成し、都市計画と連携しコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに貢献するといった町において果たすべき役割を踏まえ、公共交通の維持・確保、公共交通の利用促進、他分野と連携した課題解決を図り、暮らしやすさと賑わいを支える持続可能な公共交通の実現を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道氏名線（改良） L=400m W=5m	世羅町	
		町道安田徳市線2工区(改良) L=180m W=7m	世羅町	
		町道平之城1・2号線（改良） L=710m W=7.5m	世羅町	
		町道行貞末信線（改良） L=800m W=5m	世羅町	
		町道久華庵線（改良） L=200m W=5m	世羅町	
		町道小草樅ノ木線（改良） L=1680m W=10m	世羅町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		町道津口中央・二反田津口線 (改良) L=1485m W=5m	世羅町	
		町道小森2号線 (改良) L=230m W=5m	世羅町	
		町道宗政良谷線 (改良) L=180m W=5m	世羅町	
		町道鳥居木3号線 (改良) L=300m W=5m	世羅町	
		町道福井線 (改良) L=250m W=5m	世羅町	
		町道宝谷線 (改良) L=450m W=5m	世羅町	
		町道水越線 (改良) L=560m W=5m	世羅町	
		町道狩山線 (改良) L=2000m W=5m	世羅町	
		町道重永本線 (改良) L=400m W=9.5m	世羅町	
		町道大田道線 (改良) L=900m W=7.5m	世羅町	
		町道箱流田線 (改良) L=500m W=5m	世羅町	
		町道井折本線 (改良) L=900m W=5m	世羅町	
		町道局三步市線 (改良) L=150m W=5m	世羅町	
		町道釜田1号線 (改良) L=140m W=4m	世羅町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	橋りょう	町道早山線 (改良) L=400m W=5m	世羅町	
		町道扇縦線 (改良) L=180m W=5m	世羅町	
		町道青水黒淵線 (改良) L=430m W=5m	世羅町	
		町道補修事業	世羅町	
		乙川橋 (改良) L=15m W=5m	世羅町	
		橋梁補修事業	世羅町	
	その他	交通安全施設整備事業 (カーブミラー・ガードレール)	世羅町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	デマンド交通事業	世羅町	
	交通施設維持	生活交通バス路線維持事業	世羅町	
		町道草刈り作業交付金事業	世羅町	
	その他	公共施設等総合管理事業	世羅町	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業 基金造成	世羅町	
	(10)その他	県道改良事業 (移譲事務)	世羅町	
		県道管理事業 (維持管理)	世羅町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		国県道改良事業	広島県	
		生活道整備事業(舗装)	世羅町	
		みちづくり事業	世羅町	
		広島中央フライトロード 整備事業	広島県	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 水道

本町の水道施設は9地域整備されており、それぞれ水道水を供給している。その他の地域は井戸水等を利用しており、その普及率は60.7%(令和6年度)となっており、県平均の普及率95.8%(同)と比較して、極めて低いのが現状である。

今後、水道水の安定供給対策や老朽化施設の整備及び耐震化など、総合的かつ長期的な計画により、事業の推進を図る必要がある。

給水状況

(単位：人)

項目		平成27年	令和元年	令和6年
上水道	計画給水人口	7,280	10,900	9,000
	給水区域内人口	6,940	11,672	10,111
	給水人口	5,030	8,625	8,740
簡易水道	計画給水人口	6,480	上水道に統合	
	給水区域内人口	4,825		
	給水人口	4,071		

普及率

(単位：人・%)

項目	人口	給水人口	普及率
----	----	------	-----

平成 27 年	17, 253	9, 101	52. 8
令和元年	15, 885	8, 800	55. 4
令和 6 年	14, 388	8, 740	60. 7

(上下水道課調べ)

(イ) 下水道

下水道の整備は、良好な生活環境の確保や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全などのためには欠かすことのできない社会資本であり、本町にとって重要な課題である。

そのため、令和 4 年度に用途区域及びその周辺の開発状況、社会情勢の変化を考慮し、主に経済性に着目した効率的な汚水収集・処理が可能な全体計画区域の見直しを行っている。現認可区域における公共下水道事業による整備を引き続き計画的に整備するとともに、供用開始区域においては接続率の向上と、汚水処理場の効率的な運営及び維持管理を進める必要がある。

また、小国地区農業集落排水施設の運営管理、合併処理浄化槽の計画的整備などを進める必要がある。

(ウ) 廃棄物処理

ごみ処理については、「世羅町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、適正処理を推進している。町内全域でのごみステーション収集を起点に、可燃ごみは、三原市への処理委託、不燃・資源ごみは、三原市と設立した一部事務組合で共同処理を行っている。このうち、可燃ごみ処理施設である「三原市清掃工場」は老朽化が進んでおり、三原市において、今後の整備について検討が行われている。町としては、三原市との共同処理が維持されるよう求める。

循環型社会の形成に向けては、住民・事業者の 3R (リデュース・リユース・リサイクル) 意識の高揚と実践が重要であり、啓発活動を継続し、ごみ排出量の削減、減量化・資源化を進めていく必要がある。

し尿・浄化槽汚泥は、美化センターにおいて処理しており、全体の処理量は減少傾向にあるが、浄化槽汚泥の処理割合が増加傾向にある。計画処理区域の状況は下表のとおりとなっている。今後、施設の大規模な改修により、施設の長寿命化を図る必要がある。

し尿処理状況 (令和 6 年 3 月末現在) (単位：人・%)

項目	世羅町
住民基本台帳登録人口	14, 388
非水洗化人口	3, 954
水洗化人口	10, 434
水洗化率	72. 5
下水道人口	1, 458
浄化槽人口	8, 976

(市町村公共施設状況調査用の各町データの集計)

(エ) 公営住宅等

本町の町営住宅は、現在 306 戸を建設し管理している。今後は、民間活力を利用した住宅政策を検討するとともに、既存の住宅の長寿命化と高齢社会に対応した改修により、その住環境の整備を図る必要がある。

町営住宅の現状（令和 7 年度 10 月末現在）（単位：戸）

項目	戸数
町営住宅	306

（建設課調べ）

(オ) 地域生活の安全安心確保

世羅町地域防災計画に基づき、防災行政無線の連絡網の整備と防災体制の整備、市街地の拡大や今後の発展動向に応じた防災対策を推進する必要がある。

消防については、本部及び 5 分団・1 ラップ隊を擁し、545 人（令和 8 年 1 月 1 日時点）の消防団組織となっている。また、世羅消防署への救急救命士の配置や広域常備消防体制を整備している。今後は、広島県消防広域化推進計画に基づき、消防広域化について、継続して検討を行う。

今日の「くるま社会」での交通事故は深刻な問題を引き起こしており、交通安全施設の整備や交通安全意識の普及・交通指導などの総合的施策の推進を図り、交通安全の確保に努める必要がある。

近年、社会構造の変化や価値観の多様化による社会の匿名性の増大、地域社会の連帯意識の希薄化、情報伝達手段の多様化による有害情報の氾濫などを背景とした犯罪の発生件数が増加している。安全に安心して暮らすため、住民と行政・警察などの関係機関（団体）が一体となって犯罪を防ぐための取り組みを強化することが必要である。

交通事故の推移（世羅警察署管内）（単位：件）

区分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
事故総数	346	379	401	377	378

刑法犯総数の推移（世羅警察署管内）（単位：件）

区分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
刑法犯総数	30	77	56	34	60

(カ) 公園広場

本町内に整備している公園等について、その維持管理などを充実する必要がある。また、良好な生活環境の形成を図るため、都市計画内の整備について「世羅町都市計画マスタープラン」に基づき、今後の整備や維持管理を図る必要がある。

(キ) 火葬場

「やすらぎ苑」は建築から 35 年が経過している。平成 29 年の大規模改修工事により、利用者用スペースは一定の整備を行ったが、火葬炉については、建築当時のままであり、抜本的な改修が必要である。

(2) その対策

(ア) 水道施設の整備

水道事業については、広島県水道広域連合企業団に参画し、広域計画に基づく施設の統廃合を進める。また、未普及地域においては、飲用水施設整備への支援により、良質な生活用水の給水に努める。

(イ) 下水道施設の整備

公共下水道基本計画に基づき、今後も整備促進を図る。整備順位の決定にあたっては、地元の要望、接続の意向の確認及び供用開始までにかかる期間や経済性等も考慮し、より一層効率的な整備に努める。

供用開始区域においては、接続促進のための啓発活動や、排水設備設置に係る補助金制度・融資あっせん制度の周知を通して、早期の接続を推進し、より効率的な経営に努める。

生活排水の処理を推進するため、合併処理浄化槽の整備及び適正な維持管理の徹底や法定検査率の向上に向けた支援・啓発を行う。

(ウ) 廃棄物処理対策の推進

世羅町一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみを適正に処理するため、分別収集の徹底や収集体制の充実を図る。

ごみ処理施設については、適切に施設の維持・管理がなされるよう取組む。

住民の自主的なリサイクル活動の促進に取組むとともに、食品ロス削減に向けた取組についても県をはじめとした関係機関との連携により推進する。

液状一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）については、世羅町美化センターの施設改修を実施し、継続して適切な処理が行えるよう取組む。

(エ) 公営住宅の整備

快適なまちづくりや景観形成に配慮した住宅政策を推進する。世羅町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅のリフォームやバリアフリー化を実施し、需給バランスや民間住宅の動向を踏まえた住宅の整備を進める。

また、地域住宅計画に基づき、民間主導を基本としながら住宅に対する多様な需要に応じた住宅整備を推進する。

(オ) 地域生活の安全安心確保

総合的な防災体制の整備充実を進めるとともに、日常生活における防災意識の高揚を図るための啓発活動を行い、災害の未然防止と災害時の円滑な対応を図る。

○地域防災体制の確立

「世羅町地域防災計画」に基づき、災害発生時の災害対策本部と関係機関との体制確立や緊急放送体制などの地域防災体制の整備充実を図る。

○自主防災組織の確立

地域ぐるみの防災体制の確立をめざすため、地域での「自主防災組織」の設立支援・育成・強化を図る。

○消防体制の充実

常備消防（世羅消防署及び世羅消防署世羅西出張所）と非常備消防（消防団）が常に連絡体制を緊密にし、火災予防や防火意識の高揚に努める。また、消防設備を計画的に整備するとともに、住民の生命・身体・財産を守り、住民が安心して暮らせる消防体制を確立する。

○救急体制の確立

世羅消防署及び世羅消防署世羅西出張所の救急体制と医療機関の協力体制を緊密にし、救急体制の確立を図る。

○交通安全意識の高揚促進

運転者や歩行者の交通安全意識の高揚を図るための広報活動・交通安全指導などを強化するとともに、関係機関との連携により、幼児から高齢者までの交通安全教育を推進し、交通事故防止を進める。

ガードレールやカーブミラー、歩道整備などの施設整備を計画的に進める。

○減らそう犯罪の取り組み

日常生活における安全確保に積極的に取り組むとともに、犯罪が起りにくいまちづくりを進めるため、住民と行政・警察などの関係機関（団体）との連携をより強固にし、広報や啓発活動、生活安全相談を充実し、防犯意識や地域の連帯意識の向上を図る。

(カ) 公園広場の整備

住民の憩いやレクリエーションの場として、住民の協力を得ながら身近な広場の整備や既存の公園の維持管理を行う。

(キ) 火葬場

重要な生活基盤施設であり、適切な管理運営を行う。なお、老朽化の進む火葬炉については、計画的な改修を実施する。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	上水道施設整備事業	広島県水道 広域連合企業団		
	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業	世羅町		
		公共下水道施設改修事業	世羅町		
		農村集落排水施設	農業集落排水施設改修事業	世羅町	
		その他	合併処理浄化槽設置整備事業	世羅町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	可燃ごみ処理施設整備事業	三原市		
		し尿処理施設	し尿処理施設整備・改修事業	世羅町	
	(4)火葬場	斎場改修事業	世羅町		
	(5)消防施設	防火水槽整備事業 (40 m ³ 級)	世羅町		
		消防車格納庫整備事業	世羅町		
		小型動力ポンプ積載車等導入事業	世羅町		
		消防車両等整備事業	三原市		
		消防署整備事業	三原市		
	(6)公営住宅	公営住宅整備事業 (リフォーム事業)	世羅町		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 生活	飲用水施設整備補助事 業	世羅町	
		合併処理浄化槽維持管 理費補助事業	世羅町	
	危険施設撤去	老朽住宅除去事業	世羅町	
		防災・防犯	地域防災対策事業	世羅町
	その他	自主防災組織支援事業	世羅町	
		公共施設等総合管理事 業	世羅町	
	基金積立	過疎地域持続的発展事 業基金造成	世羅町	
	(8)その他	一般廃棄物処理基本計 画策定事業	世羅町	
		汚水適正処理計画策定 事業	世羅町	
		脱温暖化せらのまちづ くりプラン推進事業	世羅町	
		防災計画策定事業	世羅町	
		三原消防署事務委託事 業	三原市	
		安全安心対策事業	世羅町	
		小規模崩壊地復旧事業	世羅町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		町管理河川補修事業	世羅町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

子育て環境の確保について、本町は近年、子どもの出生率が減少傾向にあり、少子化の要因の一つとして、未婚化、晩婚化、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の親の孤立化が増えている現状を踏まえ、妊娠期から出産・子育て期まで安心して過ごすことが出来るよう地域での見守りや支援に取り組む必要がある。また、家庭を取り巻く環境の変化や親の就労等に伴い保育ニーズの多様化への対応、地域における放課後児童クラブの質の維持・向上など、子どもの居場所の充実に取り組む必要がある。

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和7年1月1日現在）」では、本町の高齢化率は42.9%であり、全国の28.9%や広島県の30.1%と比べかなり高く、高齢化が進行し、今後の推計では令和22年には45.9%に達する状況である（世羅町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）。

本町の総人口、高齢者人口はともに減少傾向にあるが、高齢化率は上昇し、介護や福祉、在宅医療のニーズの増大、介護サービス提供体制を支える介護従事者の確保、認知症への理解と支援など、様々な課題がある。また、ひとり暮らし高齢者の増加、地域のつながりの希薄化などを背景として、高齢者を取り巻く福祉の課題は多様化・複雑化している。

介護保険制度における要支援・要介護認定者数は、令和4年度末が1,390人、令和5年度末が1,379人、令和6年度末が1,326人となっている。今後も高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を送ることができるよう、地域で支え合う地域共生社会の実現をめざし、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの深化に向けた各施策の着実な推進を図っていく必要がある。

福祉施策については、行政及び社会福祉協議会が中心となって関係機関や各種団体と協力し、高齢者が健康で、生きがいを持ち、人生の最後まで心身ともに健やかに暮らせるよう健康づくりと介護予防を一体的に提供する必要がある。

(ア) 児童福祉

本町の児童数は、過疎化・少子化により減少しているが、保育需要や認定こども園・保育所に対する保育内容充実などの需要は高まっている。

令和7年3月に策定した「世羅町こども計画」に基づき、令和8年度から設置する世羅町こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期、若者世代にわたるさまざまなニーズに対応してワンストップで切れ目のない、子育てに関する包括的な相談・支援の提供と、地域全体で子育てを支援する仕組みを構築し、健全な地域社会を形成していくことが重要である。

(イ) ひとり親家庭の自立支援

就労などによる社会的・経済的な自立が困難な場合が多いことから、児童を心身ともに健康に育てる環境整備と、その親の健康で文化的な生活が保障されるような体制整備が必要である。

そのため、関連諸制度の周知や各種相談業務の充実、自立支援対策などの推進が必要である。

(ウ) 高齢者福祉

本町の高齢者の現状は次表のような状況であり、今後とも高齢化率は増加傾向を示している。

((表) 推計人口 (令和6年3月策定 世羅町高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画より) (単位: 人・%)

	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
総人口	14,800	14,536	14,272	10,800
65歳以上	6,355	6,280	6,228	4,962
高齢化率	42.9	43.2	43.6	45.9

住民基本台帳人口を基としたコーホート要因法による推計では、65歳以上人口の減少割合が、他の年齢階層に比べて緩やかなため、人口に対する高齢化率は上昇し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に45.9%となることを見込まれる。また、令和7年に段階の世代が75歳以上の後期高齢者となり、後期高齢者人口の割合は今後その上昇が大きくなることが予想される。

要支援・要介護認定者数は、介護保険制度開始以来増加傾向にあったが、平成30年度以降減少している。令和7年3月には1,326人、第1号被保険者(65歳以上の高齢者に占める割合)は21.0%となっている。

世羅町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターを相談窓口として、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、適切な介護保険サービスを安定的に提供できるよう、引き続きサービスの充実を図ることが重要である。

(エ) 障害者福祉

障害のある人もない人も、地域で安全に安心して暮らしていくためには、行政による公的なサービスに加え、地域において住民が互いに認め合い、支え合い、助け合う人のつながりや地域のまとまりをより強くすることが大切である。

また、障害のある人が、家庭や職場、地域のあらゆる場面でその能力を最大限に発揮し、活躍できる地域社会の実現のために、住民一人ひとりが障害や障害のある人について正しい理解と認

識を持って、地域の人々がともに助け合える共生社会をめざす必要がある。

(オ) 低所得者に対する福祉

生活保護は、生活困窮者に対して最低限の生活を保障する制度であり、近年の経済状況を反映して全国的に被保護者が増加している。社会福祉協議会等と連携し家計改善支援や就労支援相談等、生活困窮者自立支援相談及び生活保護等適正な相談支援を行う必要がある。

(カ) 地域福祉

人口減少や少子高齢化の進行、ひとり親世帯や単身世帯の増加等、社会的孤立や価値観の多様化により、地域社会が直面する課題は複雑化している。これらの変化に対応するため、包括的な支援体制の整備を住民参加・官民共同で進める必要がある。

(2) その対策

安心して子どもを産み育てられるよう、子育てに関するさまざまな不安に寄り添い、相談・見守り支援や育児に関する情報提供などを行うとともに、保護者の多様なニーズに応じた保育の充実に努める。子育てに関する情報提供や手続きをデジタル化することで、利便性を図る取組を行う。

高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して暮らせる生活空間を創造することに努めるとともに、健康づくり事業の拡充を図る。

また、保健・福祉施策を推進するためには、すべての住民や企業等の理解と協力が必要となることから、啓発活動などを積極的に推進する。

(ア) 児童福祉

次代の担い手となる児童を健全に育成するため、安心して産み育てることのできる子育て支援社会の形成に向け、抜本的な子育て支援策を構築する。

少子化による乳幼児の減少傾向や女性の社会参画が促進されている中で、「世羅町こども計画」に基づき、子育てに関する包括的な相談・支援体制を図るため世羅町こども家庭センターを拠点とし、地域全体で子育てを支援するための、子育て支援のネットワークづくりや、地域での子育てを見守り支援する環境の醸成など、継続して実施する。

また、多様化する保育ニーズに応じた、保育サービス（延長保育・乳児保育・病児保育など）の充実や、放課後児童クラブなどの居場所づくりなど一人ひとりの育ちを大切にする環境づくりを推進する。

さらに、引き続き子育て世代の負担軽減につながる施策の推進に努める。

(イ) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭については、生活上の諸問題について相談員等との連携を図り、適切な助言・指

導を行うとともに、各種年金や手当等々の援護制度の周知・適用による生活の安定と、安心して就労、養育できる体制の整備を図る。

(ウ) 高齢者福祉

世羅町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づいた高齢者福祉施策の充実に努める。

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活を続けていくためには、元気なうちから積極的に健康づくりや介護予防に取り組む必要がある。また、高齢者の多様なニーズに応じ、医療や介護、見守り等、地域の力も活用した支援を行う「地域包括ケアシステム」を、地域の実情に合わせて推進していく必要がある。そのためには、多様な主体が協働し、支え合う地域の仕組みを構築するため、住民主体の取組を支援していくとともに、医療と介護の専門職による多職種連携を図る取組を推進する。

(エ) 障害者福祉

令和6年3月に策定した「世羅町第3次障害者基本計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」に基づき、世羅町自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携し、諸制度の適切な利用や相談体制を充実させる。また、障害者の自立の促進と生活の安定を図るとともに、必要とする支援を受けることができる体制の整備に努める。

(オ) 低所得者に対する福祉

生活に困窮する低所得者については、健康で文化的な生活を保障するため、世帯の状況に応じた支援を行うとともに、自立を促すための積極的な支援を行う。

(カ) 地域福祉

高齢者や障害者、ひとり親家庭など誰もが地域で安心して生活が送られるよう、相互理解や協力・参画・相互扶助の精神に基づいた支援を進める。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育所整備・改修事業	世羅町	
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	世羅保健福祉センター改修事業	世羅町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	こども家庭センター整備 事業	世羅町		
		子育て支援のための保育 料無償化事業	世羅町		
		高齢者・障害者 福祉	高齢者・障害者移動支援 事業	世羅町	
		健康づくり	健康診査・指導事業	世羅町	
		その他	公共施設等総合管理事業	世羅町	
		基金積立	過疎地域持続的発展事業 基金造成	世羅町	
	(9)その他	私立認定こども園運営事 業（施設型給付費）	世羅町		
		地域子ども・子育て支援 事業（支援拠点・一時預か り・病児保育（体調不良児 対応型））	世羅町		
		こども家庭センター運営 事業	世羅町		
		子育てD X推進事業	世羅町		
		こども計画策定事業	世羅町		
		放課後児童健全育成事業	世羅町		
		放課後児童クラブ整備・ 改修事業	世羅町		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		グループホーム整備支援事業	世羅町	
		認知症高齢者支援事業	世羅町	
		健康増進計画等策定事業	世羅町	
		データヘルス計画策定事業	世羅町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

町内の医療施設の状況は、公立世羅中央病院のほか一般診療所が8施設、歯科診療所が5施設立地している。公立世羅中央病院は町内唯一の2次救急医療機関であり、救急患者の受入先としても重要な位置づけとなっている。一方で、医師の高齢化等による医療機関の閉院もあり、医療資源が限られる中、医療機関相互の連携や広域的な医療体制の確保、オンライン診療の推進等により地域医療を守る取組みが求められている。

(2) その対策

安定的で継続的な医療を確保するため、公立世羅中央病院の医療提供体制の充実と診療所との相互連携により、住民が安心して住み慣れた地域で包括的な医療を受けることができるよう、世羅郡医師会と連携し体制整備を進める。今後、高齢化の進行に伴い、通院困難者の増加や在宅医療へのニーズの高まりが予想される状況下で、医療ニーズを総合的に勘案しながら、巡回診療やオンライン診療の推進に努める。

また、医療需要の増大を抑えるため、日頃からの健康診査や検診、予防接種の促進に努めるとともに保健指導、栄養指導を実施し、長く健康に過ごすために、ライフスタイルに応じた健康づくりに積極的に取り組む。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
-----------	--------------	------	------	----

7 医療の確保	(1)診療施設 病院	地域医療確保（施設整備） 事業	世羅中央病 院企業団	
	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	地域医療確保事業	世羅町	
	その他	公共施設等総合管理事業	世羅町	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業 基金造成	世羅町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

9. 教育の振興

（１）現況と問題点

（ア）学校教育

現在の児童・生徒数は表1のとおりである。また、将来的な推計は表2のとおりであり、毎年減少傾向にある。

将来予測が困難な時代を迎え、社会のグローバル化やデジタル化が急激に進む中でも、一人一人のウェルビーイングを実現し、社会の持続的な発展を目指すためには教育の果たす役割が極めて大きい。

学校教育（義務教育）は、人格形成に大きな役割と使命を持っている。従って、児童・生徒に充実した教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着と個性の伸長を図りながら、豊かな人間性や社会性、郷土への誇りを持ち合わせた国際社会人としての自覚と自ら学び、自ら考える力を育成することが大切である。また、思いやりの心や感謝する心などを育て、主体的に判断し行動し、たくましく生きていくための健康や体力を培っていくことが必要である。

このような中、本町の学校教育においては、世羅町教育大綱や世羅町教育プランに基づき、世羅の未来を支える人・社会・環境づくりを基本理念として、「確かな学力」「豊かな心」「健やかでたくましい心身」「郷土への愛着と誇り」の育成を目指し、教職員を対象とした研修や児童生徒を対象とした事業等を実施している。

「確かな学力」の育成については、児童・生徒の学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する。そのためには必要なのが授業の充実であり、教材研究と子供の見取りが基本となる。そして、学習のツールとしてのICTを効果的に利活用し、児童・生徒個々の実態に応じた指導方法を工夫し

たり、協働的な学びを充実させたりすることを通じて、主体的な学びとなるよう授業改善を進める。また、職場体験学習を中心としたキャリア教育の充実を努めることと、幼保小連携・小中高連携を充実させることについて、組織的・計画的に推進していく。

「豊かな心」の育成については、夢や志を育む教育活動を進め、豊かな心を育成する。そのために、発達段階に応じた様々な体験活動を進めると共に、道徳教育と生徒指導との一体化を図ることで、効果的なものにしていく。また、特別な配慮を必要とする児童・生徒に寄り添い、保護者の思いも踏まえた適切な指導・支援を行っていくため、関係機関との連携を強化する。このほか、児童・生徒の英語力向上支援や中学生海外研修の充実を図り、国際理解教育を推進する。読書活動においては、読書の習慣化や学校図書館の活用を促進していく。また、地域に根差した特色ある学校文化の継承・創造を図る。

「健やかでたくましい心身」の育成については、健康づくりや体力づくりを進め、健やかでたくましい心身を育成する。まず、児童・生徒が自ら行動を生起させる防災教育の推進に、コミュニティ・スクールを活用する。また、健康づくりや体力づくりに大きく関わるのが食育であり、学校給食センターを拠点の一つとして推進を図る。このほか、部活動地域展開を推進していく。

「郷土への愛着と誇り」の醸成については、郷土への愛着と誇りをもった人材を育成する。創意工夫のある「ふるさと学習」を実施し、様々な体験学習を通して郷土愛を育む。また、地域と学校の特色に応じた教育活動を展開させていくが、ここでもコミュニティ・スクールを効果的に活用する。

「教育の質を高める環境の整備」については、教職員の力を最大限に発揮できる環境を整備する。教職員のライフ・ワーク・マネジメントを充実させるため、教職員が自ら健康管理を意識した働き方をすることなど仕事と生活の調和に努める。また、ストレスチェックの結果を活用するなど労働安全衛生管理の徹底を図る。

現在、町内の学校教育施設は、4小学校3中学校となっている。各施設について計画的な改修と、適切な維持管理に努めるとともに、学校再編を視野に入れながら整備を進めていく。

表1 小学校・中学校の児童・生徒数（令和7年5月1日）（単位：人）

小学校名	児童数	中学校名	生徒数
世羅町立甲山小学校	141	世羅町立甲山中学校	141
世羅町立せらひがし小学校	119	世羅町立世羅中学校	146
世羅町立世羅小学校	271	世羅町立世羅西中学校	46
世羅町立せらにし小学校	79	合計	333
合計	610		

（令和7年度教育行政要覧より）

表2 児童生徒の推計（令和7年5月現在）（単位：人）

学校名	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年

世羅町立甲山小学校	136	129	117	115
世羅町立せらひがし小学校	114	102	93	80
世羅町立世羅小学校	261	245	247	239
世羅町立せらにし小学校	69	60	49	40
合計	580	536	506	474
世羅町立甲山中学校	136	138	134	131
世羅町立世羅中学校	158	161	147	128
世羅町立世羅西中学校	41	43	50	45
合計	335	342	331	304

(令和7年度教育行政要覧より)

(イ) 社会教育

社会の成熟やライフスタイルの多様化に伴い、学習ニーズは多様化・高度化している。また、物質的な面での豊かさに加え精神面での豊かさを求め、生涯を通じて健康で文化的な生活の追求や自己実現を図ることが求められている。

そのため、住民による主体的な社会教育活動の団体・グループの育成や支援が求められており、相互の連携や交流を通じた活動の活性化と指導者やボランティアなどの人材の発掘・養成が必要である。

社会教育施設の整備については、施設の利便性と機能維持のため、必要な修繕や計画的な改修整備を行う必要がある。図書館については、「暮らしの中に本がある」環境づくりを進め、魅力ある運営のための機能充実などの整備が必要である。

核家族化やデジタル化の進展に伴い、家庭や地域と子どもの関わりが薄れつつあることから、家庭、社会の教育力を高め、社会全体で子どもを育てる意識の高揚を図ることが求められている。

(ウ) スポーツ振興

少子高齢社会が一層進む中で、住民の誰もが生涯のライフステージにおいて、いつでも・どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進は、生きがいのある生活と活力あるまちづくりなどにとって大きな意義があると同時に、高齢者、障害者の健康保持は生涯スポーツに期待するところが大きい。

こうした現状を考慮し、住民の自主性や自発的なスポーツ活動を醸成するとともに、福祉行政とスポーツ振興との有機的な連携を図ることが重要である。また、スポーツ少年団活動も学校や家庭以外での教育活動の一翼を担っており、引き続き活動の活性化を図るとともに、指導者の育成も重要な課題として取り組む必要がある。

スポーツ振興や駅伝のまちにふさわしい地域づくりのための環境整備が望まれている。

(エ) 人権教育・人権啓発

同和問題や障害のある人、性的少数者（LGBTQ）などに対する偏見や差別が依然として存在しており、部落差別解消推進法や障害者差別解消法等に基づく啓発活動が必要である。人権教育や広報活動、相談体制の充実を通じて、住民一人一人が人権を尊重し合い、差別のない共生社会の実現をめざすことが求められている。

（２）その対策

（ア）学校教育

自ら学び続け、社会の創り手になろうとする子どもたち、世羅に愛着を持ち、世羅のよさを高めようとする子どもたちを育成することをめざしている。

《学校教育における基本方針と施策方針》

①確かな学力の育成

- ・「主体的、対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- ・ キャリア教育の充実
- ・ 幼保小連携・小中高連携の充実

②豊かな心の育成

- ・ 道徳教育の充実と生徒指導の推進
- ・ 特別支援教育、不登校支援の充実
- ・ 国際理解教育の推進
- ・ 読書活動の推進
- ・ 特色ある学校文化の継承と創造

③健やかでたくましい心身の育成

- ・ 防災教育・安全教育の推進
- ・ 食育指導の充実
- ・ 体力・運動能力の向上

④郷土への愛着と誇りの醸成

- ・ ふるさと学習の推進
- ・ 地域と学校の連携・協働の推進

⑤教育の質を高める環境の整備

- ・ 子供と向き合う時間を確保するための取組の推進
- ・ 教育環境整備と労働安全衛生の充実

（イ）社会教育

住民一人ひとりが心豊かで充実した生活を送っていくためには、生涯にわたって自らが学び、自己を高め、さらに学んだ成果を社会で活かす「社会教育」を実現するための施策を推進する必要がある。

住民が生涯にわたり、主体的かつ日常的に多様な学習ができる環境づくりを推進する。

青少年の健全育成を図るため、「放課後子供教室」の運営を行うとともに、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を分担し、次代を担う青少年の育成に努める。

《社会教育における基本方針と施策方針》

① 社会の変化に対応する社会教育の推進を図る。

町民の主体的な活動を促す社会教育活動の推進と社会状況の変化に適応できる学びの場の提供、読書活動の推進と図書館機能の充実

② 文化・芸術活動の振興と文化財の保護・活用を図る。

優れた文化・芸術に触れあう機会の提供と文化・芸術団体の主体的活動の支援
文化財調査・保護の推進と文化財を活用した展示と学習機会の提供

③ 家庭・社会の教育力の向上を図る。

社会全体で子供を育てる意識の醸成と家庭教育研修の充実、活動支援ボランティアの育成

(ウ) スポーツ振興

生涯を通して生きがいを持ち健康であり続けるため、住民誰もがそれぞれの体力や興味、目的に応じたスポーツに親しみ、実践する「町民一人1スポーツ参加」の促進を図る。

そのため、スポーツ広場整備の検討やスポーツ協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの関係団体の育成支援に加え、スポーツ推進委員との連携など、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを整備する。

また、中国実業団対抗駅伝競走大会や各種の町内駅伝大会など「駅伝のまち」にふさわしい特色のあるスポーツイベントを開催し、スポーツに対する住民意識の高揚を図る。

《スポーツ振興における基本方針と施策方針》

① 関係団体との連携のもとに、スポーツと体力づくりを推進する。

町民一人1スポーツ参加の促進

住民の自主的・自発的な活動の支援、指導者の育成・支援

競技スポーツ振興と関係団体の主体的活動の支援

(エ) 人権教育・人権啓発

「世羅町人権教育・人権啓発推進指針」に基づき、人権教育・啓発のより一層の推進を図る。

人権についての正しい理解と認識を深めるため、多様な学習機会の提供に努め、広報誌などを有効に活用し、人権啓発を推進する。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	小中学校空調設備整備事業	世羅町	
		小中学校照明LED化事業	世羅町	
		小中学校トイレ洋式化事業	世羅町	
		学校規模適正化に伴う施設整備事業	世羅町	
		小中学校整備・改修事業	世羅町	
	屋内運動場	小中学校屋内運動場整備・改修事業	世羅町	
		小中学校屋内運動場空調設備整備事業	世羅町	
		小中学校屋内運動場照明LED化事業	世羅町	
		小中学校屋外運動場整備・改修事業	世羅町	
	屋外運動場	小中学校屋外運動場整備・改修事業	世羅町	
		小中学校デジタル化推進事業	世羅町	
	その他	小中学校デジタル化推進事業	世羅町	
	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	せら文化センター改修事業	世羅町	
		せらにしタウンセンター改修事業	世羅町	
	体育施設	スポーツ施設等改修事業	世羅町	
スポーツ広場整備事業		世羅町		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	図書館	図書館再編整備事業	世羅町	
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	小中学校デジタル化推進 事業	世羅町	
		通学対策事業	世羅町	
		高等学校	世羅高校教育環境等支援 事業	世羅町
	生涯学習・スポ ーツ	スポーツ・レクリエーシ ョン推進事業	世羅町	
	その他	公共施設等総合管理事業	世羅町	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業 基金造成	世羅町	
	(5)その他	図書整備事業	世羅町	
		小学校少人数指導推進事 業	世羅町	
		教育相談事業	世羅町	
		特別支援教育支援介助員 配置事業	世羅町	
		教育補助員配置事業	世羅町	
		学校図書整備事業	世羅町	
		就学援助事業	世羅町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		生涯学習推進事業	世羅町	
		特色ある学校づくり事業	世羅町	
		国際交流推進事業	世羅町	
		放課後子供教室推進事業	世羅町	
		豊かな体験活動事業	世羅町	
		人権教育・啓発推進事業	世羅町	
		学校規模適正化検討事業	世羅町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は、生産組織や生活機能によって数集落が結節し基礎的集落を形成している。また、現在は町内 13 の住民自治組織が主体となって地域の実情に応じたまちづくりの機運が醸成されつつある。

地域の自立のために、地域に生活する人々が地域として何が実践でき、行政との協働で何を実施するかが問われている。

今後、地域自治機能を強化し地域（集落）と行政の連携を高めるため、住民自治組織の充実を図ることがますます必要になっている。

また、地域の人々が集い、学習、スポーツ交流などの活動を楽しめる、拠点整備が必要である。

(2) その対策

過疎高齢化が進行する本町においては、住民自治組織の活動を充実するため、元気な地域づく

り応援事業などをはじめとする助成事業を計画的に活用した、各地域の主体的な取り組みを支援する。

住民自治組織については、研修会や先進地視察などの取り組みを通じて、住民と行政の連携強化と住民参加を積極的に進め、協働のまちづくり事業を推進する。

地域住民の活動拠点である自治センターを整備・改修することにより、住民サービスの向上と地域活力の増進、地域活性化を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	小さな拠点整備事業	世羅町	
		コミュニティ施設整備事業	世羅町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 その他	住民自治組織活動支援事業	世羅町	
		公共施設等総合管理事業	世羅町	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金造成	世羅町	
	(3) その他	元気な地域づくり応援事業	世羅町	
		地域おこし協力隊活用事業	世羅町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

(ア) 地域文化・文化財

本町は平安末期から高野山領となり、寺院を中心に繁栄し今日に至っており、重要な文化的遺産が数多く存在している。

町内には約 860 基におよぶ古墳や古代寺院跡、石造物群等の史跡が残されており、現在国指定の文化財が 5 件、国登録の文化財が 2 件、県指定文化財が 32 件、町指定文化財が 137 件あり、郷土の歴史と文化を学ぶうえでの貴重な資料となっている。

これらの保護・保存は地域に住む人々の後世に対する責務であり、最近の著しい社会の変革や地域開発等により破壊などの恐れがあるため、保護体制の強化が必要である。さらに、住民の文化財に対する関心と意識の向上を図る必要がある。

また、文化活動は、各種文化団体やサークル等により地道な活動が続けられているが、これらに対する支援も必要である。

(2) その対策

(ア) 地域文化・文化財

地域の特性を活かした特色ある講座などを通じて文化財保護・継承に関わる意識の高揚と本町の文化や伝統、歴史を知り、興味を持ってもらうためのふるさと学習の充実を推進する。

文化財・民俗資料等の調査、保護と活用を図り、地域の歴史文化を次世代に継承していくための支援に努める。

大田庄歴史館での企画展、講演会などの取り組みを充実するとともに、民俗資料館を活用し、地域の歴史・文化の伝承に努めるとともに、文化財保護継承に携わるボランティア活動の支援を行う。

(3) 事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 その他	文化財等保護継承事業	世羅町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化財等保護継承事業	世羅町	
		公共施設等総合管理事業	世羅町	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業 基金造成	世羅町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

令和6年3月に策定した「脱温暖化せらのまちづくりプラン」(世羅町地球温暖化対策実行計画)では、温室効果ガス排出削減目標を設定し、区域施策においては、省エネ設備・機器及び再生可能エネルギーの導入、事務事業においては「エコアクション21」による自治体の環境経営を推進している。脱炭素社会をめざし、温室効果ガス排出削減に向けた取組を積極的に推進することが求められている。

(2) その対策

温室効果ガス排出削減目標達成のため、住民への支援・助成制度など各種施策を展開するとともに、太陽熱利用システム等の再生可能エネルギー設備の導入、地域のバイオマスを活用した地域循環型エネルギーの地産地消を推進する。

「脱温暖化プロジェクトせら」と連携した啓発活動に取り組む。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー推進事業	世羅町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 基金積立	公共施設等総合管理事業	世羅町	
		過疎地域持続的発展事業 基金造成	世羅町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が深刻化する中、自然災害の頻発などを契機に環境への関心が高まっている。自然環境は生活を支える重要な資産であり、その保全が課題である。環境を健全で恵み豊かなものとして良好に維持し、住民がこの環境のもとで安全かつ快適な生活を営むことができるようにしていく必要がある。

地籍調査については、引き続き国土の保全対策などの観点で早急に完了させる必要がある。

既存施設のうち、機能の保持と効率化を図る観点で改修を行う必要がある。

過疎対策事業債（ソフト事業分）により積み立てた過疎地域持続的発展事業基金については、各持続的発展施策区分に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。

（２）その対策

生活環境の保全を推進するため、世羅町公衆衛生推進協議会との連携強化を図るとともに、地域における住民参加の環境美化・環境保全活動を支援する。他の行政機関と協力し、公害の発生状況を把握するとともに、監視、測定及び調査を行い、防止措置に努める。また、関係機関と連携し、不法投棄を許さない取組を強化する。

地籍調査については、早期完了に向けて計画的な調査を推進する。

既存施設のうち、機能の保持と効率化を図る観点で改修が必要な箇所について整備を行う。

（３）事業計画（令和８年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項		地籍調査事業	世羅町	
		議会議員控室・委員会室 等整備事業	世羅町	
		公共施設等総合管理事業	世羅町	
		過疎地域持続的発展事業 基金造成	世羅町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業	移住者住宅支 援事業	世羅町	本事業は、本町の移住・定住促進に寄与する 内容であるため、事業効果は将来に持続的に 及ぶものである。
		空き家バンク 事業	世羅町	本事業は、空き家を活用し本町に移住及び定 住による人口増加を促進するものであり、事 業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		通勤助成事業	世羅町	本事業は、定住人口の増加を促進するもので あるため、事業効果は将来に持続的に及ぶも のである。
		住宅リフォーム 補助事業	世羅町	住宅環境の向上及び住宅投資による地域経 済の活性化を図るものであり、事業効果は将 来に持続的に及ぶものである。
		関係人口創出 事業	世羅町	本事業は、関係人口の創出拡大により地域の 活性化を図るものであり、事業効果は将来に 持続的に及ぶものである。
		移住体験事業	世羅町	本事業は、本町の移住・定住促進に寄与する 内容であるため、事業効果は将来に持続的に 及ぶものである。
		出会いサポ ート事業	世羅町	本事業は、少子化及び人口流出対策を図るも のであり、事業効果は将来に持続的に及ぶも のである。
		公共施設等総 合管理事業	世羅町	人口減少が見込まれる状況において、長期的 な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を 計画的に行うことで財政負担の平準化を行 いながら地域の維持・活性化を図るものであ り、事業効果は将来に持続的に及ぶものであ る。
	過疎地域持続 的発展事業基 金造成	世羅町	「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」 事業に充てる財源として基金造成すること で、住民が安心して暮らすことのできる地域 社会の実現が図れるものであり、事業効果は 将来に持続的に及ぶものである。	
2 産業の 振興	(10)過疎地域持 続的発展特別 事業	有害鳥獣対策 事業	世羅町	集落等の環境整備や侵入防止対策、有害鳥獣 の駆除を実施することで鳥獣による農作物 被害の軽減を図るものであり、事業効果は将 来に持続的に及ぶものである。
		農林業振興事 業	世羅町	地域の農林業の振興に活力を与えると認め られる農林業者等を支援することで、町の農 林業の経営の持続的発展を図るものであり、 事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		新規就農者支援事業	世羅町	高齢化・後継者不足が進行する中で、事業を実施することにより、主産業である農業を持続可能なものとし、将来の担い手を確保・育成するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		農業参入企業等支援事業	世羅町	農業参入企業の農業経営力強化の支援を行い、町の主産業である農業の経営の持続的発展を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		担い手育成支援事業	世羅町	高齢化・後継者不足が進行する中で、事業を実施することにより、主産業である農業を持続可能なものとし、将来の担い手を確保・育成するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		未来創造支援事業	世羅町	高齢化・後継者不足が進行する中で、事業を実施することにより、主産業である農業を持続可能なものとし、将来の担い手を確保・育成するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		小規模事業者支援事業	商工会	商工会の行う総合振興事業における小規模企業支援事業を支援することで、町内商工事業者の生産性の向上等に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		人材育成支援事業	商工会	商工会の行う総合振興事業における人材育成事業を支援することで、町内商工事業者の持続的発展に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		商工会助成事業	世羅町	経営発達支援計画に基づき中小事業者の持続的発展等に努める商工会事業を助成することにより、地域経済の活性化を図るものであり効果は将来に持続的に及ぶものである。
		6次産業振興事業	世羅町	6次産業の取組みを支援することで、豊かな地域資源を生かした交流人口と事業所得の拡大を図ることができ、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		世羅ブランド支援事業	世羅町	世羅町産の高品質な農産物や加工品を大都市圏などの消費地に積極的なPRにより販路開拓し、販売額の継続的な増大をめざすものであり、事業効果は将来に継続的に及ぶものである。
		観光振興事業	世羅町	観光振興に係る施策を推進することで、本町の知名度向上を図り、交流人口の増加と関連産業の振興等により地域経済の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		新規創業支援助成金事業	商工会	新規創業者に創業時に要する経費を助成することで、町内での創業を促進するものであり、事業効果は将来に継続的に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		公共施設等総合管理事業	世羅町	人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		過疎地域持続的発展事業基金造成	世羅町	「産業の振興」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	デジタル防災無線維持管理事業	世羅町	デジタル防災無線の維持管理を行うことにより、適正な運用を確保するとともに、機器の正常な機能を維持することにより、防災体制の確立を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		光ファイバ網管理運営事業	世羅町	住民の日常生活を支える情報通信基盤として、光ファイバ網の適正な管理を推進することにより、情報格差の是正及び持続可能な地域社会形成に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		公共施設等総合管理事業	世羅町	人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		過疎地域持続的発展事業基金造成	世羅町	「地域における情報化」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	デマンド交通事業	世羅町	住民の日常生活を支える交通手段として、デマンド交通の安定的な運行を確保することにより、交通弱者の解消及び持続可能な公共交通網の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		生活交通バス路線維持事業	世羅町	住民の町外への日常生活や交流を支える交通手段として、広域路線バスの安定的な運行を確保することにより、交通弱者の解消及び持続可能な公共交通網の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		町道草刈り作業交付金事業	世羅町	町道の草刈り作業を支援することにより、地域の生活環境の保全と交通の安全を図るものであり、事業効果は将来的に持続的に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		公共施設等総合管理事業	世羅町	人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		過疎地域持続的発展事業基金造成	世羅町	「交通施設の整備、交通手段の確保」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	飲用水施設整備補助事業	世羅町	ボーリング及び堀井戸により水源の確保を行う者に対し、補助することにより生活環境基盤の改善及び定住の促進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		合併処理浄化槽維持管理費補助事業	世羅町	合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進することで、将来にわたって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものである。
		老朽住宅除去事業	世羅町	老朽化した空き家が倒壊により危険が及ぶ恐れのある民間住宅の除却費用を支援することにより、将来にわたって町民の安全及び良好な生活環境の保全に資するものである。
		地域防災対策事業	世羅町	「世羅町地域防災計画」に基づき、非常時の防災備蓄品の補充、更新を行うことにより、防災体制の確立を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		自主防災組織支援事業	世羅町	地域ぐるみの防災体制の確立をめざすため、地域での「自主防災組織」の設立支援・育成・強化を図ることにより、住民の防災意識の高揚とともに防災体制の確立を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		公共施設等総合管理事業	世羅町	人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		過疎地域持続的発展事業基金造成	世羅町	「生活環境の整備」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
6 子育て環境の確	(8)過疎地域持続的発展特別事業	子育て支援のための保育料無償化事業	世羅町	3歳未満児の子育て世帯にかかる経済的負担軽減することにより世羅町への定住・移住促進や出産・子育てを誘引するなど、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進		高齢者・障害者 移動支援事業	世羅町	高齢者等が住み慣れた地域社会の中で、引き続き生活していくことを支援するため「せらたすき一券」を対象者へ毎年交付し、閉じこもり予防、地域社会参加の促進等の支援を行うことにより介護予防へ繋げるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		健康診査・指導 事業	世羅町	身体の異常の早期発見・早期治療や生活習慣改善につながる指導を実施することにより、医療費の抑制や健康寿命の延伸につながるため、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		公共施設等総 合管理事業	世羅町	人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		過疎地域持続 的発展事業基 金造成	世羅町	「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
7 医療の 確保	(3)過疎地域持続 的発展特別事業	地域医療確保 事業	世羅町	医療機関の安定的運営により、将来にわたって町民が安心して暮らすことができる体制を整えるものである。
		公共施設等総 合管理事業	世羅町	人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		過疎地域持続 的発展事業基 金造成	世羅町	「医療の確保」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
8 教育の 振興	(4)過疎地域持続 的発展特別事業	小中学校デジ タル化推進事 業	世羅町	児童生徒のICT環境を整備することにより、質の高い教育を受けることで人材育成に寄与し、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		通学対策事業	世羅町	地域の需要に応じた通学対策を実施することで、児童生徒の福祉の向上、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		世羅高校教育 環境等支援事 業	世羅町	次世代を担う人材の確保及び育成のため、生徒確保への支援及び教育環境の整備をすることにより、生徒の学力向上、特色ある学校づくりにつながるため、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		スポーツ・レク リエーション 推進事業	世羅町	地域におけるスポーツやレクリエーション活動を推進することにより、地域住民の繋がりや地域の活性化が図られるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		公共施設等総 合管理事業	世羅町	人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		過疎地域持続 的発展事業基 金造成	世羅町	「教育の振興」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
9 集落の 整備	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業	住民自治組織 活動支援事業	世羅町	地域コミュニティの基盤である自治組織の活動を支援することで、地域の課題解決ができる自治の体制を整えるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		公共施設等総 合管理事業	世羅町	人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		過疎地域持続 的発展事業基 金造成	世羅町	「集落の整備」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
10 地域文 化の振興等	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業	文化財等保護 継承事業	世羅町	地域の文化財の保存、伝承及び活用を図ることで、町民の郷土愛を育み、地域を担う人材を育成することに寄与し、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		公共施設等総 合管理事業	世羅町	人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		過疎地域持続的発展事業基金造成	世羅町	「地域文化の振興等」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	公共施設等総合管理事業	世羅町	人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		過疎地域持続的発展事業基金造成	世羅町	「再生可能エネルギーの利用の推進」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	—	公共施設等総合管理事業	世羅町	人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		過疎地域持続的発展事業基金造成	世羅町	「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。